

A D R 法に関する検討会報告書(案)

平成 26 年 2 月 ● 日

(目 次)

第1 はじめに	1
第2 施策	2
1 認証ADRの魅力を高めるための施策	2
ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化	2
イ 認証ADRの更なる拡充	4
ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策	6
エ 手続実施者等の質の向上	8
オ 調停手続法の制定	9
2 認証ADRを利用しやすくするための施策	11
ア 相談機関等との連携、広報	11
イ 法律扶助の活用	14
ウ 時効中断効	16
3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他	18
ア 関係機関との連携等	18
イ 財政基盤の充実	19
ウ 守秘義務の法定	21
エ 弁護士の関与の在り方	22
オ 提出書類の合理化	23
第3 おわりに	24

第1 はじめに

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(以下「ADR法」という。)が平成19年4月に施行され、認証ADR制度が開始してから7年が経過しようとしている。

この間、120以上の民間事業者が認証を取得し、様々な範囲の紛争に関する裁判外紛争解決手続(ADR)業務を担うに至っており、これにより、国民の多様な紛争解決ニーズに対応する体制が整いつつある。他方、紛争の取扱実績については、全事業者合計の総取扱件数は年々上昇を続けているものの、各事業者のばらつきが大きく必ずしも十分に機能しているとは言い難い事業者も存在する、業種や地域的な偏在がみられるなどの指摘もある。

当検討会は、ADR法附則第2条が、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定していることを受け、広く国民の意見を反映する観点から、法律実務家、学者、有識者等を構成員として(資料1「ADR法に関する検討会委員名簿」を参照)平成25年2月に法務省に設置されたものである。当検討会は、法務省が収集したADR法施行後5年間の各事業者の実績等に加え、ADR事業者等に対してヒアリングを実施した上、制度及び運用の両面から多数の論点について幅広く議論を行った(論点及び議論の経過については資料2「論点整理」及び資料3「ADR法に関する検討会の開催状況」を、ヒアリング結果については資料4-1「ヒアリング結果概要」を参照)。

本報告書は、このような議論の結果を取りまとめ公表するものであり、政府における今後の検討のみならず、更なるADRの発展、拡充のため、広くADRに携わる方々に参考としていただくことを目的とするものである。

第2 施策

1 認証ADRの魅力を高めるための施策

ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化

認証ADRの更なる発展、拡充の観点からは、個々のADR事業者が、その専門性、特殊性を意識し、これを明確化することが重要である。そのため、政府としては、例えば、各ADR事業者の協力を得ながらその専門性・特殊性や当該ADRを利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成するなどの活動を通じて、各ADR事業者の上記意識化・明確化を促進すべきである。

- 平成19年4月の認証ADR制度開始後、これまで様々な範囲の紛争を取り扱う120以上の民間事業者が認証を取得してADR業務を行っており（資料5「認証紛争解決事業者一覧」）、取扱実績も、平成23年度の受理件数は全事業者合計で1352件と増加してきている（資料6グラフ4）。他方、個々の事業者の取扱実績には、ばらつきが大きく、必ずしも十分に機能しているとは言い難い事業者も存在する（平成21年度から23年度までの統計では、年間の取扱件数が5件以下の事業者が全事業者の70%以上を占める。資料6グラフ5）。
- 利用者にとって、紛争解決手段である認証ADRの大きな魅力は、当該ADR事業者の専門性（得意分野）や当該ADR事業者ならではの特殊性が、利用者側のニーズに合致していることにあると考えられ、各委員からも、個々のADRが専門・得意分野を分かりやすくアピールすることが重要であるとの指摘がされているところである。

ヒアリングにおいても、特に業界型の事業者等において、特定分野に特化した専門性の高いサービスが提供されている実態が紹介されたほか、例えば、医療事故原因の解明を求めるなどの不定型な申立てを受理したり、休日や時間外、さらには長時間の対応に応じたり、取扱分野を限定しないなど、民間の認証ADRならではの柔軟な工夫等も紹介されているところである。

- このような専門性・特殊性の意識化・明確化は、本来個々のADR事業者の責任ないし役割として行われるべきものであり、また、広報や利用者に対する情報提供の問題であるとの指摘もある。しかし、現状においては、このような意識化・明確化が十分にされていないADR事業者も多数存在するとの指摘もあり、このような現状を前提とすれば、政府において、例えば、各ADR事業者の協力を得ながらその専門性・特殊性や当該ADR事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料（資料7参照）を作

成するなどの活動を通じて、このような意識化・明確化を促進することも有用であると考えられる。

また、同資料には、利用者に対する広報や情報提供等の観点から、解決事例や取扱件数、利用料などの必要な情報も掲載すべきである（なお、広報等の観点からみた同資料の利用については2アも参照。）。

イ 認証ADRの更なる拡充

認証ADR制度開始以降、多種多様な認証ADR事業者が誕生している一方、いまだ認証ADRが存在しない業種や地域が存在する。

これらの業種や地域における認証ADRの更なる拡充については、関係官庁等を通じた各業界における潜在的な紛争解決ニーズの把握や、関係官庁において設置されるADR等と認証制度の適切な連携による実効的な紛争解決制度の構築、地方公共団体や既存の全国組織との連携の必要性等を検討しつつ、政府において、積極的に働き掛けを行っていくべきである。

- ・ 前述のとおり、これまで120以上の民間事業者が認証を取得してADR業務を行っており、これらの認証ADR事業者が取り扱う紛争の範囲は、民事紛争全般のほか、製造物責任、土地境界、特定商取引、下請取引、ソフトウェア、労働問題、夫婦関係、事業再生、留学、医事紛争、ブランド品売買、不動産の価格、旅行・宿泊契約、知的財産、自転車事故に関するもの等様々な分野に及んでいる（資料5）。このように、多種多様な認証ADRが誕生している反面、いまだ認証ADR事業者が取り扱っていない業種も多数存在する（注1）。また、地域的分布についてみても、例えば社会保険労務士会、司法書士会、土地家屋調査士会などのように各都道府県に地方組織を有する団体のADRについては全国的な分布がみられるものの、社団、財団、NPO法人等が実施する認証ADR（いわゆる業界型のADRもこの範疇に含まれる。）については、そのほとんどが東京都等の都市部に偏在している状況にある（資料8）（注2）。
- ・ 認証ADRが国民にとってより魅力的な選択肢となるためには、業種や地域にかかわらずサービスを受けられることが望ましく、このような観点からすると、いまだ認証ADRが存在しない業種や地域における認証ADRの拡充についても積極的な働き掛けを行っていくことも考えられる。他方で新規のADR事業者の業務開始には、費用面や受け皿の有無等も含めて相応の困難を伴うとの指摘もある。

そこで、このような働き掛けの具体的な方策については、例えば、各業界を所管し、当該業界に関する具体的な紛争解決ニーズを把握していると考えられる関係官庁の協力を得ることや、関係官庁において関連するADRを設置するに当たって、認証制度を利用することにより実効的な紛争解決制度を構築することも考えられること、新規の分野、地域での認証ADRの新設には困難を伴うとしても、地方公共団体や既存の全国組織との適切な連携により紛争解決ニーズへの対応が可能となる場合が考えられるこ

となどを踏まえ、このような方策を探ることの必要性等を検討しつつ、政府において積極的に働き掛けを行っていくべきである。

(注1) 委員からは、現状で認証ADRが取り扱っていない業種として、例えばインターネット、モバイル機器をめぐるトラブルや、レストラン、コンビニエンスストア等の店舗におけるトラブル、公共交通機関等をめぐるトラブルや、公的機関との民事上のトラブルを専門的に取り扱うADR等が考えられるのではないかとの指摘があった。

(注2) ただし、出張やテレビ電話会議システムの利用等により、全国的なサービスの提供を可能としている事業者も存在する。

ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策

和解の実効性を確保するための方策については、現在においても各事業者において、仲裁合意の活用や公正証書及び簡易裁判所による即決和解に係る関係機関との協議等を含めた様々な工夫がされているところである。

これに加え、認証ADRにおいて成立した和解に執行力を付与することについては、主として利用者等の動機付けや便宜の観点等からこれを望む意見がある一方で、必要性を疑問視する意見や執行力の存在による利用者への萎縮効果などADRの機能を害するおそれがあるとの意見があるほか、執行力を付与するには和解の内容の適切性・妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるなどの指摘もされている。これらの事情に鑑みれば、ADRによる和解への執行力の付与は、現時点では克服すべき課題が多いものといわざるを得ないが、他方で、事業者の選択及びこれに対する適切な規制による一部のADRのみに対する執行力の付与や裁判所の関与による和解の適切性の確認等により合理的な制度設計が可能ではないかとの見解もあることから、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とする。

- ・ 和解の実効性を確保するための方策については、仲裁合意や簡易裁判所の即決和解、公正証書の利用等を含め、各ADR事業者において様々な工夫がされている。また、いわゆる業界型など、相手方が限定されたADRにおいては、そもそも不履行の問題はまず生じない、その他のADRであっても、履行されないことに関する不満が寄せられたことはないなどという実情も紹介されているところである。
- ・ これに加え、認証ADRにおいて成立した和解に執行力を付与することの是非については、ADR法制定時の検討会や国会審議等をはじめとする様々な議論がされているところである。この点、ADR手続において成立した和解の実効性確保や裁判に代替し得る制度にする等の理由からの積極意見がある一方で、自由な話し合いの雰囲気が失われる、ADR和解が不適切に利用される危険性がある、即決和解、執行証書などの代替的手段の活用・改善により対応が可能であるとの理由からの消極意見も強いことから、中長期的な課題とされてきたところである。

当検討会においても、主として利用者等の動機付けや便宜の観点のほか、認証ADRの信頼性を高めることにもつながるなどとする積極意見もみられたが、他方、法施行後の状況をみても、現状において切実なニーズがあるとは思われない、執行力の存在により、そもそも話し合いのテーブル

に乗ってこない者がいることも想定されるなど、かえって利用者を萎縮させ、ADRの機能を阻害することとなる、執行力を付与するとなれば和解の内容の適切性・妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるなどとする消極意見もみられ、これらの事情を総合すると、現時点において、執行力を付与することについては、克服すべき課題が多いものといわざるを得ない。

- ・ もっとも、執行力の付与によりデメリットが生じるおそれがあるとしても、①これを受け入れつつなお執行力の付与を希望するか否かは事業者の選択に委ねられるべきである、②全てのADRを対象とするものではなくとも、適切な規制による一部のADRのみに対する執行力の付与や、裁判所の関与による和解の適切性の確認等による合理的な制度設計は可能であり、このような条件をクリアしつつ執行力の付与を希望する事業者が行ったADRにおける和解についてのみ、当該事業者の選択により執行力を付与するべきであるとの見解もあることから（なお、この点については、事業者間の選別が生じるおそれを懸念する意見があったほか、仮に執行力を認める場合は、利用者に対する十分な注意喚起が必要であるとの意見もあった。）、この点については、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とするのが相当である。

エ 手続実施者等の質の向上

認証ADRにおける和解の仲介を行う手続実施者や、手続実施者以外の職員等に対する研修については、研修に関する法律上の義務を課すことや、研修実施に対する財政援助、国の委託事業としての研修実施等、国による一定の関与が望ましいとする意見もあったが、国による過度の介入は避けるべきである、かえって個々の事業者に対する負担を課すこととなるなどの意見もあることに留意し、政府としては、当面は、研修実施に対する助言や周知等の必要な協力を積極的に行っていくべきである。

- ・ ADRにおける和解の仲介を行う手続実施者や、これ以外の認証ADR事業者の職員等の質の向上は、認証ADRの信頼性を向上させ、利用者にとっての認証ADRの魅力を高める上で重要な要素であると考えられる。これまででも、各認証ADR事業者において、主に手続実施者に対する研修が実施されているほか、一般財団法人日本ADR協会（以下「日本ADR協会」という。）等において、手続実施者以外の職員に対する研修が実施されるなど、各事業者等における様々な取組がされており、今後もこのような努力を継続されることが望まれるところである。また、一般国民にとっては紛争は馴染みの薄いものであり、そのような非常時に相談に訪れる方々への対応を行うというADRそのものや事務局スタッフ等の業務の重要性・特殊性、さらには不祥事防止等の観点から、研修の義務化や研修に対する財政援助、国の委託事業としての研修実施等が必要である旨の意見もある。
- ・ このように、認証ADRとして活動する以上は相当な研修が必要であるということ自体は異論をみないところであるが、他方で、このように国が積極的に関与していくことについては、過度の介入は避けるべきであるとの考え方もあるほか、研修の義務化等により、かえって個々の認証ADRに過度の負担を課すことになるなどの意見もあるところである。

そこで、このような見解もあることに留意し、政府としては、当面は、個々の認証ADRや日本ADR協会等において実施される研修につき、助言や周知等の必要な協力を積極的に行っていくべきである。

オ 調停手続法の制定

認証ADRにおける手続の開始から終了に至るまでの手続一般のルールやADRの手続で開示された一定の情報等を後の裁判等において利用を制限することに関するルールを法令化することについては、現時点では時期尚早であり、各事業者相互間あるいは日本ADR協会等による横断的な枠組みにおいて、規則類の収集・公開やモデルルールの策定等を含む適切な情報交換や情報共有を図りつつ、各事業者の判断において検証・改善していくことが望ましい。

- ・ 認証ADRにおける手続の開始から終了に至るまでの手続一般のルールを法令化することについては、従前から議論のあったところである。この点、デフォルトルールを定めることにより、手続の標準化、透明化に資する利点があるとの指摘もあるが、他方で、各事業者において標準的な手続の進行について定めるとともに利用者への説明を義務付けるという現行制度下において特に問題は生じておらず（ADR法第6条第7号、第14条第3号等）、かえって各ADR事業者の自主性を妨げるおそれがあるとの指摘もあり、直ちに法令化が望まれる状況にあるとはいえない。また、現状においても、非認証の機関も含む一部のADR機関や協議会等において、規則類の収集・提供等を含む手続ルールの共有化の取組がされているところであり、今後も、各事業者間あるいは日本ADR協会等の横断的な枠組みにおいて、規則類の収集と当該事業者の了解を得た上で公開やモデルルールの策定等を含む適切な情報交換や情報共有を図りつつ、各事業者の判断において検証・改善していくことが望ましい。
- ・ ADRの手続で開示された一定の情報等を後の裁判等において利用を制限することに関するルールを法令化することについては、ADRであればこそ、自己に不利益な情報等を開示するということも考えられることから、和解、あっせん等の調整型のADR手続において和解が調わず、裁判や仲裁等の裁断型の手続に移行した場合に、後の裁判等で自己の意思に反して相手方に利用されないようにすることを原則とすることによって、ADRにおける和解を促進すべきであるという考え方がある。このような考え方に基づき、現状においても、約30の認証ADR事業者（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構、一般社団法人日本商事仲裁協会、京都弁護士会、各司法書士会等）がこれに沿う運営をしているところである。

しかしながら、上記のような考え方がADRにおいてすう勢に至つているとまでは言い難く、現時点での法令化は時期尚早と考えられる。もっとも、このようなルールを採用していない事業者であっても、意図的に採用

していないのかは必ずしも明らかではないとの指摘もあり、手続ルール一般と同様に、事業者間あるいは日本ADR協会等の横断的な枠組みにおいて、規則類の収集と当該事業者の了解を得た上での公開やモデルルールの策定等を含む適切な情報交換や情報共有を図りつつ、各事業者の判断において検証・改善していくことが望ましい。

2 認証ADRを利用しやすくするための施策

ア 相談機関等との連携、広報

○ 個別の認証ADR事業者と各種相談機関との連携、国又は個別の認証ADR事業者による広報の在り方について

個別の認証ADR事業者と各種相談機関との連携、国又は個別の認証ADR事業者による広報の在り方については、個別の認証ADR事業者やこれが取り扱う事案の特質等に応じて認証ADR事業者と相談機関との間の連携を強化することや、その連携を強化するために個別の認証ADR事業者の側から活動内容や活動実績についての情報を積極的に発信していくことなどが重要であり、政府において、例えば、各認証ADR事業者の専門性・特殊性や当該ADR事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成し、これを利用した広報を行うことも有用である。また、認証ADR事業者と地方公共団体との間の連携も重要であり、政府においては、適切な機関等に対し、認証ADR事業者と地方公共団体との連携が強化される方向での働き掛けを行うべきである。

○ 認証ADRと裁判所との連携について

裁判所に係属している訴訟事件について、裁判官が適当な場合に認証ADR事業者の利用を勧奨するなどの仕組みを設けることを含めた認証ADR事業者と裁判所の連携については、個別の事件を担当する裁判官が、当事者の意向も踏まえつつ、事案に応じて自主的判断により、適切な認証ADR事業者について言及することに大きな問題はないと考えられるが、これを勧奨や勧告等として制度化することについては、克服すべき課題が多いものといわざるを得ず、今後の認証ADRの実施状況等を踏まえて、将来において更に検討されるべきである。

○ 個別の認証ADR事業者と各種相談機関との連携、国又は個別の認証ADR事業者による広報の在り方について

- ・ 認証ADR事業者による紛争解決につき潜在的なニーズをどのように吸い上げるかが重要であり、各種相談機関の相談をきっかけにADRを認知してもらう方策を検討すべきであるとの指摘がある。また、ヒアリングにおいても、消費生活センターや地方公共団体の窓口などからの紹介がADR利用のきっかけとなっている例が多いことが確認されたほか、手続結果概要等の公表や各種相談機関との連携や講師派遣などの実例も紹介されている。
- ・ 一般的な広報に大きな効果を期待しにくい認証ADRにあっては、紛

争当事者が初期段階でアクセスする消費生活センター、地方公共団体の窓口、法テラス等の各種相談機関による相談との連携が極めて重要であると考えられる。そして、相談機関が各種認証ADRを紹介するに当たっては、当該相談機関が当該ADRの取り扱う事案の特質や実績等を理解していることが必要であり、このような理解を促進するため、今後も、個別のADR事業者による相談機関への働き掛けにより、当該ADRやその特質等を相談機関に周知、浸透させていくことが望ましいが、さらに、政府において、1ア（各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化）で言及したADRの専門性・特殊性や当該ADR事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成し、相談機関等の関係機関や広く一般を対象とする広報を行うことも有用であると考えられる（このような資料は、個別のADR事業者における相談機関等との連携や広報においても利用し得るものである。なお、委員からは、利用者に対する情報の伝達については、現代の情報社会に適した有効かつ適切な伝達方法を工夫すべきである、利用者の観点からすると認証ADR事業者だけでなく、認証を得ていないADRについても紹介する方法についても検討する必要があるのではないかとの意見もあった。）。

- ・ また、地方公共団体の相談窓口との連携については、相当数存在する地方公共団体について、個別の認証ADR事業者が個々的に働き掛けを行うことには限界があり、多数の地方公共団体を対象とする全体的な働き掛けが特に要請されると考えられることから、政府においては、このような全体的な働き掛けを行うよう、適切な機関等に対し、認証ADR事業者と地方公共団体との連携が強化される方向での働き掛けを行うべきである。

○ 認証ADRと裁判所の連携について

- ・ 裁判所に係属している訴訟事件について、裁判官が適当な場合に認証ADRの利用を勧奨するなどの仕組みを設けることを含めた認証ADRと裁判所の連携については、従前から議論のあるところである。この点、事件内容の専門性等により、民事調停よりも裁判所外のADRを利用する方が有効な事件解決につながる可能性がある、ADRの活性化のために必要であるなどの積極意見がある一方、裁判を受ける権利（日本国憲法第32条）との関係で、裁判所に係属する紛争をADR事業者に委ねるには当事者の同意は不可欠であり、裁判所が事実上ADRの利用を勧めれば足りる、ADRは当事者が選択して話し合いをするのが本来の姿であるなどの消極意見がある。
- ・ 認証ADR制度開始後の実績をみると、高度の専門性を有し十分に機能している事業者も誕生しており、上記の消極意見を踏まえても、AD

Rによる解決がふさわしい事件がある場合に、個別の事件を担当する裁判官が、当事者の意向も踏まえつつ、自主的な判断により、適切なADRに言及することに大きな問題はないと考えられる。本検討会において、このような場合に当該裁判官が躊躇することがあるとすれば、裁判官が適当な場合に認証ADRの利用を勧奨するなどの仕組みを設けることには一定の意味があるという意見があり、このような考え方にも相応の合理性があると考えられる。

しかし、他方で、当事者の立場に立った場合、裁判所による判断を希望して訴訟を提起したにもかかわらず、裁判官からADRを勧められた場合や、特にADRに移行したにもかかわらず和解が成立しなかった場合の不満や裁判所に対する不信感についても考慮する必要があること、さらに、各認証ADRの主宰者や手続について十分に浸透しているとはいは難い現状において、自ら和解を主催したり、裁判所における調停を利用するという選択肢を有する当該裁判官が、認証ADRを勧奨するというのは現実的ではないという消極意見や、裁判所が特定のADR機関の利用を勧めることは公平性の問題があり、制度化を考えた場合規定振りや運用の仕方について慎重に検討する必要がある旨の指摘もあるところである。

これらの意見の状況を踏まえると、現時点において勧奨や勧告等として制度化することについては、克服すべき課題が多いものといわざるを得ず、今後の認証ADRの実施状況等を踏まえて、将来において更に検討されるべきである。

イ 法律扶助の活用

認証ADRにおける和解の仲介においても、代理人が選任されることが望ましいと考えられる事案があり、このような事案について、必要な場合に法律扶助が十分活用できるよう法改正の検討も視野に入れつつ、日本司法支援センター（法テラス）における運用改善をはじめとする積極的な検討が行われることを期待する。

- ・ 総合法律支援法に基づき法テラスが行う民事法律扶助とADRとの関係については、一般の国民にとって敷居が低く、利用しやすいことが利点の一つであるADRにおいて、弁護士、司法書士等の代理人を選任する必要性の有無自体が一つの論点になり得るところではある。しかし、例えば、複雑困難で論点・争点の整理が必要な事案、調査や資料収集が必要な事案、手続実施者以外の者による説得・調整が有効適切な事案等においては、代理人が存在することにより適正迅速かつ円満な解決を図ることができると考えられ、このように、代理人が選任されることが望ましい事案がADRにおいて存在する一方で、資力等の問題により代理人の選任が阻害される場合があり得ることも否定できないことからすると、必要な場合に法律扶助が十分活用できるようにする必要があると考えられる。
- ・ 総合法律支援法上、民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものに該当する場合にこれを利用し得るものとされており、認証ADRの利用に係る代理援助（代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替え）が、必ずしも否定されるものではない（同法第30条第1項第2号イ参照）。しかし、現状において、これが活発に利用されているという状況にはない（注1）のは、「特に必要」という総合法律支援法の文言に関して、ADRにおける代理援助の利用はごく例外的に認められるにすぎないと誤った理解が一般に広まっていることや、現在の運用上、申立手数料等の実費については本人負担とされていること、代理人となるべき弁護士等に対して、各認証ADR事業者の特色や手続の概要が十分に浸透していないことなどが阻害要因となっている可能性が指摘されており、これらの問題点を取り除くことにより、代理援助の利用を促すことが可能となることが期待できる。

そこで、当検討会としては、認証ADRと法律扶助の適切な連携の観点から、法改正の検討も視野に入れつつ、法テラスにおけるADRの手続の利用の周知や申立手数料等の援助、ADR機関情報の充実等に関する運用改善をはじめとする積極的な検討が行われることを期待することとする。

(注1) 平成25年4月1日から平成25年9月30日までの法テラスの一般的な民事法律扶助における代理援助事例は4件に止まる(なお、震災法律援助業務における代理援助事例は689件)。

ウ 時効中断効

ADR法第25条による時効の中斷については、利用者が認証ADR事業者に対し当該ADR実施の依頼をした時を基準として時効中断効を生じさせることにより、認証ADR事業者及び利用者が時効の点を気にすることなく安心して手続に関わることができるようにすべきであるとの意見にも相当の理由があるが、他方で、事業者の自主性を尊重した柔軟な手続を許容するADR手続において、時効中断の範囲を拡大することにより相手方が被ることとなる不利益や、手続実施依頼時に時効中断効を生じさせるため必要となる制度的担保の在り方、仮に希望する一部のADR事業者に限定して何らかの制度的担保を設けた上で、手続実施依頼時に時効中断効を生じさせることとした場合にこれが認証制度全体に及ぼす影響等についても十分に検討する必要があることから、現時点において、これを制度化することは時期尚早であり、引き続き検討すべき将来の課題とする。

- ・ 現行ADR法上、第25条に定める時効の中斷については、「当該認証紛争解決手続における請求」の時点を基準として効力が生じるものとされている。このため、請求の内容が具体化されていない手続実施依頼については、後の手続において請求の内容が具体化されるまで時効中断効は生じないものと解され、請求の内容が具体化されないまま手續が進行した場合、認証ADR事業者に対し申立てを行ったにもかかわらず、時効が完成してしまう事態が生じ、手続実施依頼者の期待に反し、認証ADRに対する信頼を損なうことにもなりかねない（注1）。このような観点から、手続実施依頼時に請求の内容を具体化するための仕組みを設けることを前提としつつ、そのような条件を備える認証ADR事業者が行う和解の仲介については、手続実施依頼時を基準として時効中断効を生じさせるべきであるとする意見があり、このような考え方にも相当の理由があるものと考えられる。
- ・ 他方、現行ADR法の制定過程において、事業者の自主性・多様性を尊重する観点から、手続実施依頼の方法や手続実施依頼の時点における請求の具体化の要否は当該認証ADR事業者が定めることとされているため、手続実施依頼の時点は、時効中断に関する規律としては適しないとの考え方から、請求の時点を基準とすることとされた経緯がある。

このような経緯や時効中断の範囲を拡大することにより相手方が被ることとなる不利益を考慮すると、時効中断の基準時を手続実施依頼時とすることを検討するに当たっては、認証ADR事業者において手続実施依頼時

に請求の内容を具体化する仕組みや実施依頼の時点を事後的に確認できる仕組みなど、必要な制度枠組みを設ける必要があると考えられる。また、全ての事業者についてこのような仕組みとすることは事業者の自主性・多様性を害し相当ではないとしても、希望する一部のADR事業者に限定してこのような制度的担保を設けた上で、手続実施依頼時に時効中断効を生じさせるものとすることも考えられるとの意見もあるものの、このような制度を検討するに当たっては、一部の事業者についてのみ異なる制度を取り入れることによる認証制度の複雑化や事業者間の選別が生じ得ることなどの認証制度全体に及ぼす影響、さらにはこのような規制を受け入れつつも手続実施依頼時における時効中断を希望する事業者及び利用者のニーズの有無などについても十分に検討する必要がある。これらの検討事項について直ちに結論を得るのは困難であり、現時点において、時効中断の基準時を手続実施依頼時とすることは時期尚早であることから、引き続き検討すべき将来の課題とするのが相当である。

(注1) なお、検討会においては、現行法の解釈として、手續実施依頼を受けた認証ADR事業者がこれを紛争の他方の当事者に対して通知（具体化された請求を含むもの）したところ、他方の当事者が認証ADRの利用を拒絶した場合（いわゆる不応諾の場合）に本条の適用を受け得るかについても議論がされた。

この点については、手續実施者が真に合意成立の見込みがないとして認証ADR手続を終了した場合には、本条の適用を受け得る余地があると解される一方、実務上、不応諾の場合には事務職員限りで処理されている例があり、その場合は本条の適用を受けることができないと解される。時効期間の切迫した事案という例外的な場面ではあるものの、このような場合には、手續実施者を選任した上でその判断を仰ぐこととしたり、現状の運用を維持しつつ、不応諾の場合には時効中断効が生じない旨利用者に注意喚起するなど何らかの対応をとることも考えられる。

3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他

ア 関係機関との連携等

業界団体、学会、相談機関等を含む関連団体、関係省庁、地方公共団体等、さらには各事業者相互間の連携の在り方については、ADRに関する様々な情報共有や研修、実務上の協力関係、制度上の問題点等を含むテーマを取り扱う協議会の開催等も含めて積極的に検討すべきであり、このような協議会の主催・実施等に関して、政府がより積極的に支援・関与すべきである。

- ・ 認証ADRの更なる発展・拡充を図るため、業界団体、学会、相談機関等を含む関係機関、関係省庁、地方公共団体等、さらには各事業者相互間の連携、情報交換等が有益であり、これを積極的に考えるべきだということに関しては当検討会において異論がなく、また、特に地方公共団体との連携を強化し、潜在的なニーズの掘り起こしを含めたADRの活性化を図ることも検討すべきであるなどの指摘もあった。

このような連携強化の在り方については、ADRに関する様々な情報共有や研修、実務上の協力関係、制度上の問題点等を含むテーマを取り扱う協議会の開催等も考えられるところ、これまでも、日本ADR協会等を中心としてシンポジウムや研修会等様々な取組がされてきたところであるが、任意加入の団体による自主的・個々的な取組のみでは自ずと限界があるとの意見もあることからすると、協議会の主催、実施等に関しては、ADRの自主性・多様性を損なわない方法、態様に留意しつつも、政府がより積極的に支援・関与すべきである。

イ 財政基盤の充実

認証ADR事業者の存立に財政的基盤の充実が重要であることに異論はなく、ADRが社会全体あるいはそれぞれの分野において果たし、また現に果たしつつある役割を考えれば、その財政的基盤が確立・充実するような措置が望まれるところである。ただ、その具体的な在り方については、現下の厳しい国の財政事情や実現可能性などの観点からすると、認証ADR事業者一般を対象とする公金支出等の直接的な方法による解決は現状では困難であり、当面は、本報告書に記載した政府の施策や各事業者における取組を実施し、社会における認証ADR制度ないし事業者の浸透を図りつつ、実績を積み重ねていくことが重要である。

- ・ 認証ADR事業者について、人材確保や永続的組織運営のため、財政基盤の充実が重要である旨の指摘がされている。ヒアリングにおいても、ADR事業単独で安定した収支を確保するのは困難であり、多くの事業者が寄付金、補助金及び会費、母体となる組織からの繰入金等を活用しつつ事業を継続している実情が紹介されている。各事業者におけるADR事業の位置付けは、母体となる組織のPRや業界の信頼向上、社会貢献なども含めて様々であるが、いずれにせよ、財政基盤の充実・強化は各事業者の重要な関心事項となっており、何らかの財政援助を希望する事業者も多い。
- ・ 認証ADR事業者の存立に財政的基盤の充実が重要であることに異論はなく、ADRによる紛争解決コストの軽減など、ADRが社会全体あるいはそれぞれの分野において果たし、また現に果たしつつある役割を考えれば、その財政的基盤が確立・充実するような措置が望まれるところであり、また、裁判所が公費による廉価で良質な紛争解決サービスを提供している我が国における現状を前提にすると、公的援助なしに認証ADRを運営するのは困難であるという現実を直視した施策が必要であるとの意見を述べる委員もいる。
- ・ 他方、財政基盤の充実・強化の具体的な在り方について検討するに、まず、業界全体の紛争コストとしては削減ができた可能性がある旨の意見も述べられているとおり、業界型等の事業者における当該業界による費用負担は一つの合理的な在り方というべきである。また、当該ADRの専門分野によっては、当該ADRの扱う紛争の範囲に関連する政策を担当する省庁等による公的援助も検討すべきである旨の意見もあるところである。しかしながら、これを超えて、更に認証ADR事業者一般を対象とする公金支出等の直接的な方法によることについては、上記のとおり、これを希望する多数の事業者が存在することを考慮しても、現下の厳しい国の財政事

情や、公金支出等を正当化する根拠を踏まえた実現可能性などの観点からすれば、現状では困難であり、当面は、各事業者における専門性・特殊性の意識化・明確化やこれを踏まえた相談機関を含む関係機関との連携・広報、認証ADRの質の向上や認証ADRのさらなる拡充など、本報告書に記載した政府の施策や各事業者における取組を実施し、社会における認証ADR制度ないし事業者の浸透を図りつつ、実績を積み重ねていくことが重要である。

ウ 守秘義務の法定

手続実施者やその他の職員等関係者の守秘義務については、これを法定する現実的な必要性が高いとまではいえず、むしろ、守秘義務及びこれに伴う罰則の法定による萎縮効果等を考慮すると、現時点における制度化は行うべきではない。

- ・ ヒアリングにおいて、証言拒絶権があれば安心ができる旨の意見や税務署、裁判所等による事件記録等の開示請求への対応に関する事例の紹介等がされたほか、日本ADR協会もこの点に関連する提言を行っている。
これに対し、認証ADR事業者や手続実施者による秘密の漏示等が実際に問題とされたという事例は紹介されておらず、また、多くの認証ADR事業者においては、守秘義務が現実的に問題となった事例の紹介はないことなどからすると、現時点において、手続実施者等の守秘義務を法定することについて、現実的な必要性が高いとまではいえない。
- ・ 守秘義務の法定を希望する事業者等は、これにより訴訟における証言拒絶権が認められることを期待しているものと推測されるが、証言拒絶権を付与した場合にはその違反につき罰則規定が設けられるのが通例である。しかしながら、罰則の適用を受けてまで証言拒絶権の付与を希望するか否かについては、ADR機関の中でも意見の一致がみられるか明らかではなく、ADR協会の提言においてもこの点については意見が分かれている。
- ・ 現行制度においても、認証ADR事業者は民事上の守秘義務を負っており（注1）、手続実施者等についても、職業上の秘密として証言拒絶権が認められる場合もあると考えられる（民事訴訟法第197条第1項第3号参照）。加えて、上記のとおり、認証ADR制度開始後現在まで秘密漏示に関する問題事例がないことなども踏まえると、守秘義務を法定するとともに、これに違反した場合の罰則を設けることは、現時点において、その必要性が高いとはいえず、むしろ、守秘義務や罰則を設けることにより、かえって手続実施者等に対する萎縮効果等を生じるおそれがあることを考慮すると、現時点における守秘義務の制度化は行うべきではない。

（注1）現行法では、手続実施者等がADR業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていることが認証の基準とされ（第6条第14号。なお、同条第11号も参照。）、その定めに違反した場合、手続実施依頼契約違反となり、認証ADR事業者が損害賠償義務を負う可能性があると解されている。

エ 弁護士の関与の在り方

認証ADRの手続における弁護士の関与の在り方については、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めておくことを認証要件とする現在の制度の合理性を疑わせる事情があるとはいえず、現段階においてこれを緩和する必要はない。

- ・ 現行ADR法においては、認証要件の一つとして、認証ADRの手続実施に当たり、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが必要とされているところ、この要件を緩和することを含め、認証ADRの手続における弁護士の関与の在り方に関する議論のあるところである。

この点、ヒアリングにおいて、法的な解決は目指さず、カウンセリング等の知識をベースにしたADRなどにおいては弁護士の関与を不要とするなど、多様なADRが可能となるよう認証要件を緩和してほしい旨の意見を述べた事業者がおり、また、委員からも、弁護士の助言を得るための措置に係るコストの点を指摘する意見もみられるなど、様々な意見があり得るところである。しかしながら、ヒアリングにおいて、上記意見以外に認証要件の緩和を求める意見等はなく、日本ADR協会も、この点に関して積極的な提言はしていない。また、利用者からすると、当事者双方の合意が得られるということだけではなく、社会的にも適切な解決であることの担保として、法的な適正さは当然期待されているとの指摘もあることなどを勘案すると、現時点において、現行ADR法の上記認証要件を緩和する必要があるとは言い難い。

- ・ もとより、認証ADRにおいて弁護士の助言を得るための措置をとるためにには、弁護士や各単位弁護士会等の協力が必要不可欠であり、このような観点から、認証を得、又は得ようとするADR事業者から協力を求められた場合には、各弁護士や各単位弁護士会において適切に対応されることが期待されるところである。他方で、制度としては、現行制度を維持するのが相当である。

オ 提出書類の合理化

認証申請や変更届等における提出書類の合理化については、認証ADR制度開始後の実績を踏まえて、必要な監督を行いつつも、可能な部分については簡素化すべきである。

- ・ 現行のADR法及び規則においては、認証申請に当たって、申請者の役員全員について、氏名、本籍、住所等の記載及び関係資料の提出のほか、その兼職状況の記載も必須とされており、また、これらに変更があったときは、遅滞なく届け出なければならないとされている。この点、ヒアリングにおいて、ADR業務に關係のない役員についてまで事業者に記載等を求めるのは負担であるとの意見や、兼職状況の把握には手間が掛かるためその記載を求めるのは負担であるなどの意見が述べられており、特に、認証ADRの母体が多数の役員を有する場合などにおいて強い負担感があるとして、取扱いの変更を求める意見が述べられている。
- ・ これらの意見のうち、兼職状況の記載については、ADR法施行後現在までこの点に関して特段問題となった事例がないことなども考慮すると、事前に一律に兼職状況を審査するのではなく、事後的な調査・監督等に委ねるとの考え方にも相当の理由があると考えられる（注1）。
- ・ これに対し、役員を実際にADR業務を行う者に限定することについては、役員に一定の欠格事由に該当する者がある場合には、たとえそれが一部の者であっても、やはり当該法人によるADR業務の公正かつ適格な運営を期し難いこと、また、その事由によっては国民の幅広い信任を受ける基礎を欠くものといえることなども考慮すると、慎重に検討する必要があると考えられる。
- ・ 政府においては、認証ADR制度開始後の実績を踏まえつつ、このような基本的な方向性に沿って、必要な監督を行いつつも、可能な部分については簡素化すべきである。

（注1）兼職状況の記載が必要とされる趣旨は、認証ADRの能力や、実質的支配者等による不当な影響を排除するための措置に関する調査のほか、暴力団員等に関する欠格事由の有無の判断に資する（ただし、これらの点に関する資料は兼職状況の記載のみに限られるものではない。）と考えられたことによる。

第3 おわりに

本検討会は、以上のように、ADR法施行後の同法の実施状況を踏まえ、認証ADRの更なる発展・拡充を図る観点から、運用上、制度上の多岐にわたる論点について、各委員とも真摯かつ熱心に議論を重ねた結果を本報告書に取りまとめるものである。

平成19年4月に全く新しい制度としてスタートした認証ADR制度は、各事業者をはじめとする関係者の様々な努力や工夫により、創生期を経て着実に成長を続け、制度の定着期に入ろうとしている。この間、種々の実務の積み重ねにより、立法当時は制度の運用状況を見極めつつ将来的に検討することとされた諸課題や、その後浮き彫りとなってきた問題点について、更に進んだ検討を加えるための材料も集積されてきた。本検討会は、このような新たな材料も踏まえて、これまでの実務の状況を確認しつつ、認証ADRが真に裁判と並ぶ魅力的な選択肢として更に発展・拡充するため進むべき方向性を示すべく検討を重ねてきたものである。

その議論の詳細は既に述べたとおりであるが、まず、既存事業者については、認証ADRの専門性・特殊性を意識化・明確化するとともに、これを利用者である国民に分かりやすく伝えるための取組が重要であり、各事業者と政府、関係機関が適切に役割分担をしつつ、このような取組を強力に推進していく必要がある。また、地域過疎、業種過疎の問題に対応する認証ADRの拡充のための取組も継続的に行っていくべきであり、更には認証ADRの信頼性を高めるための手続実施者やその他の職員に対する研修の充実、手続ルールを含む情報共有や協議会の開催等を含む各事業者、政府、関係機関相互の連携、認証ADRを利用しやすくなるための法律扶助の活用に向けた取組等も重要である。今後継続的にこれらの取組を進めていくに当たっては、これまで以上の政府の積極的な関与が必要不可欠であり、民間の自主性・多様性を害しないよう留意しつつも、政府においては、責任をもってこれらの施策を推し進めていかれたい。

本検討会は、何よりも認証ADRが真に裁判と並ぶ魅力的な選択肢として更に発展・拡充することを願うものであって、このような目的を達成するため、制度の定着期に入ろうとする言わば足場固めの時期である現状において最善と考えられる方策を模索してきたものであり、運用上の諸問題に対するこれらの提言が、関係各位の今後の実務の参考なり一助となれば幸いである。

他方で、執行力や認証ADRと裁判所との連携に係るいわゆる付ADRの制度化、時効中断効の生じる時期の見直し等、制度的な論点の多くについては、今回の検討会においても将来の課題とされた。しかし、これらの論点については、必ずしも消極的な評価のみがされた結果ではないことを特に注記

しておきたい。各論において詳細に述べたとおり、今回の検討会においては、執行力や時効中断効の論点については希望する一部の事業者に対し合理的な制度枠組みを設定しつつこれらの内容を実現する制度の導入の可能性やその当否、付ADRの論点については今後の認証ADR制度の実施状況を踏まえた導入の可能性について、具体的な検討課題として提示しているところであり、政府においては、今後開催される各種協議会等の様々な枠組みへの関与や実施等を通じ、認証ADRや利用者の意見を十分聴取しながら、今後も検討を続けられたい。

本検討会はここにその役割を終えることとなるが、最後に、本検討会の調査審議に当たり御協力をいただき、あるいは御意見を賜った関係者の方々に対して、この場を借りて謝意を表したい。

(資料 1)

A D R 法に関する検討会 委員名簿

(平成 26 年〇月〇日現在)

(座長) 伊藤 真 早稲田大学大学院教授

(委員) 植垣 勝 裕 東京地方裁判所判事

丹野 美絵子 独立行政法人国民生活センター理事

道垣内 正人 一般財団法人日本 ADR 協会代表理事

林 素乃子 株式会社東芝法務部法務第二担当グループ長

藤井 範 弘 日本司法支援センター特別参与

森 栄二 一般社団法人日本損害保険協会理事

山本 和彦 一橋大学大学院教授

渡部 晃 弁護士

(敬称略、五十音順)

論点整理

1 認証ADRの魅力を高めるための施策

ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化

各委員から各事業者が専門・得意分野を分かりやすくアピールすることが重要であるとの意見があり、ヒアリングにおいても、特に業界型の事業者等において、特定分野に特化した専門性の高いサービスが提供されていることが確認された。また、医療機関における事故原因の解明を求めるなどの不定型な申立てを受理し、あるいは休日時間外も含む長時間の期日の設定など、民間の認証ADRならではの柔軟な工夫等も紹介された。

そこで、検討会においても、各事業者がそれぞれの専門性、特殊性、長所を意識し、これを明確化することにより、認証ADRの魅力を高めていく具体的方策について検討することが考えられる。そのための方策の一つとしては、例えば、後記2ア記載の資料（各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料）の作成及びその過程における検討が考えられる。

イ 認証ADRのさらなる拡充

認証ADRの魅力を高めていくために、現在、認証ADRが存在しない業種や地域等への働き掛け等を積極的に行うことも考えられる。

ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策

認証ADRによる和解の実効性に関しては、和解の実効性の確保やこれによる認証ADR利用の動機付けのため、執行力の付与を求める意見があった一方、執行力の付与による問題の発生、たとえば、かえって紛争解決機能に悪影響を与えることなどや認証要件の厳格化を懸念する意見もみられた。ヒアリングにおいては、業界型の事業者等からは和解の不履行はさほど問題となっていないとの実情が紹介されたほか、簡易裁判所（即決和解）・公証役場（公正証書）との連携、仲裁合意の活用など、既存制度を活用した工夫例が紹介された。

そこで、検討会においては、上記の点を踏まえ、和解の実効性を確

保するための方策について検討することが考えられる。

エ 手続実施者等の質の向上

ヒアリングにおいて、手続実施者に対する研修の例や、利用者からのアンケート結果の手続実施者へのフィードバックなどの工夫が紹介されているところ、ADR手続実施者の質の向上は、認証ADRへの信頼性を向上させ、利用者にとっての魅力を高めていく上で重要な要素であると考えられる。また、手続実施者以外の認証ADRの職員の質の向上も重要であり、そのための取組みを行っている認証ADRも存在する。

そこで、検討会においては、手続実施者等の質の向上のあり方を検討し、その実例を紹介することなどが考えられる。

オ 調停手続法の制定

調停手続の一般的なルール等の立法化については、従前から賛否両論の意見があり、ADR法制定時の国会審議の付帯決議においても言及されているところであるが、本検討会におけるヒアリング等においては、特にこれを要望する意見等はみられなかったところである。

そこで、検討会において、調停手続法の制定に関し、検討を行うこと自体の是非も含めて検討する必要がある。

2 認証ADRを利用しやすくするための施策

ア 相談機関等との連携、広報

検討会において、認証ADRと相談機関との連携等に関し、認証ADRによる紛争解決につき潜在的なニーズをどのように吸い上げるかが重要であり、各種相談機関の相談をきっかけにADRを認知してもらう方策を検討すべきであるとの意見があったほか、国による広報の強化を希望する事業者もあった。また、ヒアリングにおいても、消費生活センターや地方公共団体の窓口などからの紹介がADR利用のきっかけとなっているなどの例が紹介されたほか、手続結果概要の公表等の実施や各種相談機関との連携や講師派遣などの実例も紹介された。なお、これまで、裁判所とADRとの連携の在り方等についても検討がされている。

前記のとおり、専門性・特殊性等の意識化・明確化は、認証ADRの魅力を高めていくために有用であるが、これに加え、利用者や各種相談機関等に対し、効果的に認証ADRの意義と役割を伝達する手段が重要であると考えられる。そこで、例えば、各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成することも考えられる。

イ 法律扶助の活用

検討会において、ADRに理解があるような扶助制度が必要であるとの意見が出されていることから、ADRにおける法律扶助の利用について検討することが考えられる。

ウ 時効中断効

ヒアリングにおいて、ADR法第25条に規定する時効の中斷に関して請求の特定の判断が困難である、時効中断効を得るため主張書面等を書留郵便に付しており、通信費がかさんでいるなどの指摘がなされているところ、時効の点を気にすることなく安心して認証ADRを利用することができるための方策等について検討することが考えられる。

3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他

ア 関連機関との連携等

ADR機関相互の連携を図ることなどを目的として、平成22年9月に一般財団法人日本ADR協会が設立され、現在まで活発に活動している。このような業界団体や学会、相談機関等を含む関連団体、関係省庁、地方公共団体等、さらには各事業者相互間の連携の在り方について、協議会の開催等も含めて検討することが考えられる。

イ 財政基盤の充実

人材確保や永続的組織運営の観点から財政基盤の充実が必要である旨の意見が述べられた。財政基盤の強化のあり方については、これを正当化する根拠に加え、実現可能性があり、かつ、当該事業者の属性や実施状況等を踏まえた方策を検討する必要がある。

ウ 守秘義務の法定

現行法下においても認証ADRは民事上の守秘義務を負っていると解されるところ、さらに、その信頼性を高めるための方策の一つとして、守秘義務の法定を希望する事業者もある一方、これを認める場合、守秘義務違反の罰則規定など規制強化につながるおそれもある。そこで、検討会において、守秘義務を法定することの是非について、検討することも考えられる。

エ 弁護士の関与の在り方

現行法下においては、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが認証要件の一つとされているところ、これを緩和するか否かを含めた弁護士の関与の在り方については様々な意見があるところであり、この点について検討することが考えられる。

オ 提出書類の合理化

認証申請や変更届、事業報告における書類の合理化について、多くの事業者から負担が重いとの指摘があった。特に役員の兼業届については、認証ADRの母体が多数の役員を有する場合などに強い負担感があることが確認された。そこで、提出書類の合理化の是非及び範囲等について検討することが考えられる。

A D R法に関する検討会の開催状況

第1回 平成25年2月12日

- ・ 会議の進め方について
会議は非公開であるが議事録は法務省のホームページで公表すること、ADRの現状を把握するために、前半に、データに基づく実施状況の説明及びADR事業者からのヒアリングを実施することなどの確認がされた。
- ・ 認証ADR制度等について
認証ADR制度及び認証制度導入後の進展等について事務局から説明がなされ、質疑応答がされた。
- ・ ADRの現状認識等について
今後の議論の参考とするため、ADRの現状認識等について、各委員の意見交換がされた。

第2回 平成25年3月29日

- ・ 認証紛争解決制度の実施状況と課題について
認証紛争解決制度の実施状況と課題について事務局から報告がなされ、質疑応答がされた。
- ・ ヒアリングについて
ヒアリングの進め方及びヒアリング事項について事務局から説明がなされ、意見交換がされた。

第3回 平成25年5月28日

- ・ ADR事業者等に対するヒアリング
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター、公益社団法人総合紛争解決センター、公益財団法人自動車製造物責任相談センター及び一般財団法人日本ADR協会に対するヒアリングがされた。

第4回 平成25年6月18日

- ・ ADR事業者に対するヒアリング
愛知県弁護士会、公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益社団法人家庭問題情報センター、特定非営利活動法人医事紛争研究会に対する

ヒアリングがされた。

第5回 平成25年7月26日

- ・ ADR事業者に対するヒアリング
東京都行政書士会、福岡県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、札幌司法書士会に対するヒアリングがされた。

第6回 平成25年9月25日

- ・ 今後の議論の進め方について
今後の議論の進め方のたたき台である「論点整理（案）」について事務局から説明がなされ、意見交換がされた。
- ・ 論点についての議論
「論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策」の「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」及び「イ 認証ADRのさらなる拡充」の各論点について、意見交換がされた。

第7回 平成25年10月22日

- ・ 今後の議論の進め方の確定
前回の議論を踏まえ、今後の議論の進め方である「論点整理」の確定がされた。
- ・ 委員からの説明（資料4-2参照）
民事調停の実情について植垣勝裕委員から、また、日本司法支援センター（法テラス）における法律扶助等の取扱いについて藤井範弘委員から、それぞれ説明がされ、質疑応答がされた。
- ・ 論点についての議論
「論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策」の「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」並びに「論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策」の「ア 相談機関等との連携、広報」及び「イ 法律扶助の活用」の各論点について、意見交換がされた。

第8回 平成25年11月15日

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）からの報告
法律扶助の活用等に関する日本司法支援センター（法テラス）における検討状況についての報告が事務局からされた。
- ・ 論点についての議論

「論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策」の「エ 手続実施者等の質の向上」及び「オ 調停手続法の制定」、「論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策」の「ウ 時効中断効」並びに「論点3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」の「ア 関連機関との連携等」及び「イ 財政基盤の充実」の各論点について、意見交換がされた。

第9回 平成25年12月20日

- ・ 論点についての議論

「論点3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」の「ウ 守秘義務の法定」、「エ 弁護士の関与の在り方」及び「オ 提出書類の合理化」の各論点について、意見交換がされた。

第10回 平成26年1月24日

- ・ ADR法に関する検討会報告書（案）についての議論

各論点の議論のとりまとめとなる報告書（案）について、意見交換がされた（時効中断効を除く。）。

- ・ 論点についての追加議論

「論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策」の「ウ 時効中断効」について、更に意見交換がされた。

第11回 平成26年2月19日

ヒアリング結果概要

【凡例】

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター：F I NMAC

公益社団法人総合紛争解決センター：総合紛争

公益財団法人自動車製造物責任相談センター：自動車P L

愛知県弁護士会：愛知弁護士

公益財団法人東京都中小企業振興公社：東京都中小企業

公益社団法人家庭問題情報センター：F P I C

特定営利活動法人医事紛争研究会：医事紛争

東京都行政書士会：東京行政書士

福岡県社会保険労務士会：福岡社労士

愛知県土地家屋調査士会：愛知調査士

札幌司法書士会：札幌司法書士

一般財団法人日本ADR協会：日本ADR協会

1 認証ADRの手続の実際について

(1) 取り扱う紛争の範囲、具体的な事案

略（議事録参照）

(2) 相談の受付状況、相談からADR手続への流れ

○相談の受付状況

- ・ 相談等はフリーダイヤルで電話の受付を行っており、件数は、あっせんと苦情を合計して、6,000から7,000程度。（F I NMAC）
- ・ 参加団体の各自実施している相談活動において、センターに適した事案があれば、ADR手続を案内してもらっている（総合紛争）
- ・ 消費者の方からの電話で入ってくる相談を相談センターの相談員が受け、相対交渉を促進するための争点整理や技術的アドバイスを行っている。相談件数は、大体3,000件。（自動車P L）
- ・ 相談件数は、24年度で約450件。減少傾向にある。（東京都中小企業）
- ・ ホームページを見て相談をする人が多く、約半分を占める。その他は女性母子援助機関、相談機関からの紹介がある。相談件数は、年間で約450件（ADRを含めたF P I Cに寄せられた全ての相談件数）。ADRに関する相談件数は、そんなに多くなく、ADRに関する相談をしてくれれば、ほぼ申立てをしようということになる。（F P I C）

- ・ 相談前置主義を採っており、相談員（医師か歯科医師）が面談による相談を実施。おおむね年間90件。相談件数のうち3,4件に1件が申立てに至っている。（医事紛争）
- ・ 相談件数は、年間10から20件程度。（東京行政書士）
- ・ センターは相談業務を行わず、愛知県土地家屋調査士会の相談室で全ての相談を受け、ADR制度を説明し、ADRを利用したいというものをセンターに紹介・回付している。（愛知調査士）

○相談からADR手続への流れ

略（議事録参照）

(3) 申立てが簡易にできるようにするための工夫

- ・ 苦情前置を基本とし、申立人本人から直接話を聞くので、申立書は簡易なもの。（F I NM AC）
- ・ あっせんは全国50か所（県庁所在地）で実施するが、場合によってはそれ以外の場所でも実施する。（F I NMAC）
- ・ あっせんは、書面での申立てに限られるが、その前提である苦情は、メールでも受け付けている。（F I NMAC, 自動車PL）
- ・ 申立補助制度と称して、弁護士等の専門家が手続概要の説明、申立てに関する助言、申立書作成方法の指導等を行っており、聞き取りでの申立ては受け付けていない。（総合紛争）
- ・ 申立書記載例を事例ごとに作成し、説明書等とともに交付。ホームページにも申立書の書式や見本等詳細な情報を掲載。（総合紛争、自動車PL, F P I C, 医事紛争）
- ・ 相談員等が申立てのアドバイスや補助をしている。（自動車PL, 東京都中小企業、医事紛争、福岡社労士）
- ・ ハーグ条約に関する事件については、メールでの申立てを受け付ける。（総合紛争）
- ・ 時間外、土日にも対応。ウイークデーの調停は10件に1件あるや否かの程度。（F P I C）
- ・ 申立書において請求金額の明示を必ずしも厳格に求めていない。例えば、適正な賠償を求めるなどでも受け付けている。必ずしも金銭賠償を求めず、事故原因の解明を求める、謝罪を求める、もう一度説明をきちんとしてほしいなど幅広く受け付けている。（医事紛争）
- ・ 事前相談者がその場で申立てができるよう、申立書、重要事項説明書等の備付け。（東京行政書士）
- ・ 申立費用を1,050円と廉価にしている。（福岡社労士）
- ・ 申立書に紛争内容を文章で表現することは難しいので、公図上に互いの主張する境界線を示す方法等でも可としている。（愛知調査士）
- ・ 当事者の相談等に応じるため、各々の当事者にパートナー司法書士を選任している。（札幌司法書士）
- ・ 電話での受付が可能。（札幌司法書士）

(4) 相手方の応諾を取り付けるための工夫

- ・ 金融ADR制度の下、事業者側に応諾義務があるので、応諾率は100%。(F I NMAC)
- ・ 事務局職員、手続実施者等が電話、手紙、訪問で説明、応諾要請を行っている。(総合紛争、愛知弁護士、東京都中小企業、福岡社労士、愛知調査士、札幌司法書士)
- ・ 事業者に対し、業務内容や活動状況を説明して活動内容を知ってもらい、応諾につなげている。(自動車PL)
- ・ 相手方に申立書を送付する際に、調停手続についてのリーフレット、説明書、依頼書等を送付し、当該団体の概要や調停の特色を理解してもらう。(愛知弁護士、F P I C、医事紛争、愛知調査士)
- ・ 医療機関への周知活動。(医事紛争)
- ・ 医師会に事故報告が上がってくる事案でADRの申立てがされているものについては、できるだけADRで解決するようお願いをしている。(医事紛争)
- ・ 手続管理委員を選任し、傾聴スキルを駆使して相手方の理解が得られるようにし、さらに、手紙、電話等で調停への参加を促している。(東京行政書士)

(5) 和解の仲介手続における工夫

- ・ 書面による紛争解決は行っておらず、原則当事者本人にあっせん期日に出席していただき、当事者双方が対面で話し合うことによって、手続実施者は、和解案を提示し、その和解案が応諾できるよう工夫。(F I NMAC)
- ・ 標準処理期間(受理日から4か月以内)を定めている。(F I NMAC)
- ・ 事務所が東京に1か所しかないため、インターネット回線を利用したテレビ電話会議システムを利用するなどして地方の消費者に利用しやすい方法を工夫している。(自動車PL)
- ・ 専門紛争については、専門家を手続実施者に選任し、医療紛争については、医師を専門委員に選任している。(愛知弁護士)
- ・ 当事者が同席して話合いを行い、相手方の主張等を聞き、自らが着地点を模索することを重視して手続を進めている。調停人は、調停が冷静に進むよう努め、説得や批判はしないよう心がけている。期日は、柔軟に当事者の持つ問題性に応じ、家裁よりも早く入れる。(F P I C)
- ・ 時間外、土日にも対応。ウイークデーの調停は10件に1件あるや否かの程度。(F P I C)
- ・ 係争対象となる診療科目を専門とする医師1名及び医療事件の経験豊富な弁護士1名を手続実施者に選任し、調停を実施。患者側が担当医の出席を強く求める場合、担当医の出席を求める場合もある。(医事紛争)
- ・ 必要に応じて弁護士の助言を得ながら、当事者が納得いくまで話合いを重ねるようにしている。(対話促進型調停)(東京行政書士)
- ・ 当事者が自由に発言できるよう、あっせんは非対面、非公開としている。(福岡社労士)
- ・ 手続実施者全員が期日前打合せ会を行い、期日において合理的な案を速やかに提示できるようしている。(愛知調査士)
- ・ 当事者は期日中に待合室で待機しているパートナー司法書士に法的情報について相談が可

能。(札幌司法書士)

- ・ 成功率は、為替デリバティブについては、6割弱、それ以外はおおむね5割の和解率となっている。期日の開催回数は、1回若しくは2回となっている。(F I NMAC)
- ・ 昨年度で42%くらいの解決率。応諾率が大体7割であり、応諾した事件で解決するのが、58.7%。センター開始以来の数字では、35.1%。(総合紛争)
- ・ 成功率は、おおむね30%。(自動車PL)
- ・ 24年度は申立ての30%程度が応諾し、その約7割が調停成立。(医事紛争)
- ・ 取り扱う分野をペット、自転車事故等4分野に限定しているのが、特徴。同席による調停で、納得するまで話し合う対話促進型調停を強く打ち出している。(東京行政書士)
- ・ 裁判を起こすのは困難な個別労働紛争について、廉価でかつ早期に解決が図れることが特徴。また、相手方と顔を合わせること、話をすることもないことも売りである。(福岡社労士)
- ・ 裁判所の筆界確定訴訟、法務局の筆界特定制度と比較して、「早く、うまくて、安い」ことを売りとしている。(愛知調査士)
- ・ 裁判所のように要件事実の認定や証拠調べのようなものではなく、当事者に適切な法的情報を伝えた上で、当事者の自発的な対話を促進していくことを大事にしている。当事者が自立的に紛争を解決していくような触媒のようなものになれたらうれしい。(札幌司法書士)

(6) 成立した和解の実効性を確保するための工夫

- ・ 金融ADR制度及び自主規制規則により実効性確保。履行勧告制度もあるが、実績なし。(F I NMAC)
- ・ 原則、当日履行とし、後に履行が残らないよう工夫している。(総合紛争)
- ・ 分割払いなど履行がどうしても残る場合は、当事者間で和解的な仲裁合意をしてもらい、和解的仲裁判断を行う。年に2、3件利用あり。(総合紛争)
- ・ 即決和解を簡易に利用できる(期日の予約等)よう大阪簡裁と協定書を締結しているが、和解的仲裁判断に比べて時間がかかること等の理由により、利用実績なし。(総合紛争)
- ・ 履行されないことに関する不満が寄せられたことはない。(総合紛争)
- ・ 相手方が自動車メーカー、販売店等の事業者に限られるため、和解契約を反故にする事例はまずなく、強制力を心配することはない。(自動車PL)
- ・ 当事者からの申出によりセンターから履行勧告を行うことが可能で、これまで数件勧告した。(愛知弁護士)
- ・ 執行力の確保が必要と当事者が考えて仲裁合意ができれば、仲裁判断に移行し、執行力を付与する。(愛知弁護士)
- ・ 簡裁の即決和解、家裁の即日調停と連携しているが、簡裁の利用実績は年間1、2件。(愛知弁護士)
- ・ 和解書をその場で作成し、支払期日、支払い方法を明記。和解成立後、トラブルとなった事例の報告はない。(東京都中小企業)
- ・ 合意書の作成に当たって、弁護士の助言等を受けている。(F P I C)

- ・ 財産のやり取りのある場合、事前に公証役場と連絡を取って事前準備をお願いしたり、公証役場まで付き添うこともある。(F P I C)
- ・ 年金分割については、合意書のみでは受け付けられないので、公正証書を作成したり、当事者が年金機構に出向くよう促している。(F P I C)
- ・ 相手方医療機関が医師賠償責任保険等に加入しているのがほとんどなので、実効性が問題となつた事例はない。(医事紛争)
- ・ 紛争が再発したり、履行がされないような場合には、再度、センターでの話合いを促す一文を和解書に挿入するようにしている。当事者が執行力を望む場合は、即決和解や公正証書を案内するよう調停人候補者に指示している。(東京行政書士)
- ・ 債務名義について説明をしているが、履行がされなかつたケースは、報告されていない。(福岡社労士)
- ・ 和解契約には、必ず境界標識を設置する旨の条項を定めるようにした上、センターが設置作業を行う土地家屋調査士を紹介し、速やかに設置作業を終えるようにしている。(愛知調査士)

(7) 当事者の負担する費用

- ・ 申立人は、申立金(請求金額に応じて2,000円から5万円)のみ負担。事業者側からは、期日手数料として期日1回当たり5万円。一部事業者についてはさらなる負担もあり。(F I NMAC)
- ・ 申立手数料1万円、成立手数料(紛争解決金額により変動)、調査実費を負担。(総合紛争)
- ・ 相談、和解のあっせんは、無償。調停については、各当事者が5,000円を負担。(自動車P L)
- ・ 申立て時に10,500円を負担。紛争の価額に応じて成立手数料を原則当事者双方折半で負担。申立手数料及び成立手数料が支払えない場合、手数料の減免措置を探ることができ、年間数件ある。(愛知弁護士)
- ・ 手数料等は徴収していない。交通費、代理人費用は、各当事者が負担。手数料がかからないため、法律的な構成が成り立つか疑問視する案件も安易に申立てをする事業者もあり、課題となっている。(東京都中小企業)
- ・ 申立て時3,000円、調停1回ごとに各当事者から1万円を徴収。高いとの意見も一部あるが、弁護士費用に比較すれば安いとの評価もあり。(F P I C)
- ・ 申立手数料(患者の場合21,000円)、期日手数料(期日ごとにそれぞれ10,500円)、成立手数料(紛争解決金額により変動で、原則折半)を負担してもらっている。利用者から手数料が負担になっているとの声はない。手数料収入のみでは赤字。(医事紛争)
- ・ 申込手数料(3,600円)、期日手数料(1期日当たり3,600円)を当事者が負担(全体の金額であり、負担割合は折半又は話合いで決定)。(東京行政書士)
- ・ 申立費用の1,050円のみ負担。(福岡社労士)
- ・ 申立費用、調査費用、調査実費、期日費用、成立費用を負担。(愛知調査士)
- ・ 相手方不応諾で終了するケースが多く、申立費用を返金があるので、あらかじめ徴

収する申立費用は、全額ではなく、一部としている。(愛知調査士)

- 手続実施者の経験値を上げることを優先して、現在は無料期間としている。(札幌司法書士)

(8) 守秘義務が問題となった事例

- 該当事例なし。(F I NMAC, 総合紛争, 自動車PL, F P I C, 医事紛争, 東京行政書士, 福岡社労士, 札幌司法書士)
- 当事者である申立人、相手方にも守秘義務を課すべきとの議論がある。(総合紛争)
- 過去に2回、税務署から事件記録の開示請求を受けたが、守秘義務を根拠に拒絶。(愛知弁護士)
- 裁判所からの調査嘱託・送付嘱託の事例はないが、拒否する運用。(愛知弁護士)
- 司法警察員から刑事訴訟法に基づく事件記録の閲覧請求が1件あり、応じた。(愛知調査士)
- 調停不成立後、訴訟を提起した事案で、原告訴訟代理人から事件記録の写しの交付請求があったが、裁判所からの送付嘱託があれば検討するとして拒否。(愛知調査士)

(9) 代理人の選任状況

- 従来は、代理人が付くのはまれであったが、昨今は、為替デリバティブの事件の増加の影響もあり、代理人が付くケースの方が多くなっている。(F I NMAC)
- 6割弱は、双方代理人の選任がなく手続されている。(総合紛争)
- 消費者側に代理人が選任されることはずない。相手方の販売店等が選任することもあるが、全体としてはそれほど多くない。(自動車PL)
- 双方、代理人なしも2割弱。会員にある程度周知されているので、弁護士が代理人に付いて申立てを行う事例が他の弁護士会より多い。(愛知弁護士)
- 申立人が代理人を選任するのは極少なく、相手方が代理人を立てる場合が多い。(東京都中小企業)
- 代理人選任の事例はない。(F P I C)
- 双方に代理人がないというケースが多く、双方に代理人が付いたケースはない。代理人が付く場合、医療機関側は弁護士がほとんどで、患者側は親族がほとんどである。(医事紛争)
- 昨年度は、申立人に代理人が付いたケース、相手方に申立人が付いたケースがそれぞれ1件あった。(東京行政書士)
- 代理人選任率は、約23.6%。紛争価額が60万円を超えた場合、特定社労士は、単独で事件を受任することができないため、代理人選任率が低い。(福岡社労士)
- 弁護士と土地家屋調査士の共同受任による代理申立てが1件。相談件数に比して申立件数が極端に少ない一因に弁護士との共同受任を義務付ける土地家屋調査士法の存在がある。(愛知調査士)
- これまでに利用相談申込み58件中、9件に代理人の選任あり。(札幌司法書士)
- 弁護士が代理人となると法的整理、争点整理をしてくれるので、手続実施者もやり易くなっているといえるが、あまりに法的に整理をしてしまい、当事者の感情的な部分を捨象してし

まうきらいがある。(愛知弁護士)

- 代理人弁護士の意見に引っ張られて当事者の意見が余り反映されず、和解が成立しない場合もある。ADRを成立させるには、弁護士が付かないほうが早い気がする。(東京都中小企業)
- 代理人弁護士が付くと主張や証拠の整理が行われるので、手続が比較的スムーズに進行するメリットはある。あえてマイナス面としては、示談交渉の際と同じ弁護士が代理人となつていると、示談交渉時の感情がそのまま調停に持ち込まれ、和解成立にスムーズに至らないケースが散見される。(医事紛争)

(10) ADR法上の特例（時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不適用）の利用状況

- 把握していない、利用なし若しくは報告なし。(F I NMAC、総合紛争、自動車PL、東京都中小企業、FPIC、東京行政書士、福岡社労士、愛知調査士)
- 時効中断効と訴訟手続の中止の事例は聞いていないが、調停前置については、何件かは利用されているようである。(愛知弁護士)
- 把握していないが、恐らく利用されているケースはほとんどないのではないか。(医事紛争)
- 調停前置の不適用に該当すると思われる家賃減額の案件があつたが、不応諾で終了。(札幌司法書士)

(11) 利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価

ア きっかけ

- 金融商品取引事業者からの紹介、ホームページ、既知が多かった。(F I NMAC)
- 弁護士への相談、ホームページ。テレビコマーシャルを実施したが、あまり効果なし。(総合紛争)
- 行政、消費生活センターからの紹介、ホームページ。(自動車PL、医事紛争、愛知調査士)
- 弁護士会、法律相談。(愛知弁護士)
- 相談員、相談室からの紹介。(東京都中小企業、福岡社労士、愛知調査士)
- ホームページ。(FPIC、東京行政書士、福岡社労士)
- 報道。(医事紛争、東京行政書士、札幌司法書士)
- 相手方医療機関からの紹介。(医事紛争)
- 利用者の約70%は会員。(福岡社労士)
- 約9割は会員の持ち込み案件。(札幌司法書士)

イ 評価

- あっせん委員(弁護士)の言葉遣い、態度について若干悪い評価。(F I NMAC)
- 満足という結果がかなりの割合を占めている。(総合紛争)
- 把握していない。(自動車PL、東京行政書士、札幌司法書士)
- おおむね評価は高いが、成立手数料を負担することがネックとなっている。(愛知弁護士)
- 相談案件の整理を行うことで法的な考え方が理解できた、ADRが不調であっても裁判

等に移る際の資料整理が簡単にできたとの評価。(東京都中小企業)

- ・ 評価は微していないが、これまで不満の表明はなく、お礼の電話等からすると概ね好評ではないかと考えている。(F P I C)
- ・ 費用をかけずに短期間で解決できたとの評価。(医事紛争、福岡社労士、愛知調査士)
- ・ 医学上、法律上の問題についてわかり易い説明があったとの評価。(医事紛争)

(12) 手続・結果概要の公表

- ・ ホームページで結果概要を公表。(F I NMAC)
- ・ 内部研修、理事会、運営委員会で手続・結果概要を公表。(総合紛争)
- ・ 解決事例を消費者問題専門誌、弁護士会等会報に掲載。(総合紛争、愛知弁護士)
- ・ 事例は、利用者にとって自分の紛争が解決に向かってどのように進むのか非常に重要な情報なので、概要をホームページと活動状況報告書に掲載。(自動車P L)
- ・ 苦情紛争報告書を年度に1回作成し、件数のみを公表。(東京都中小企業)
- ・ 事例の公表はしておらず、件数のみホームページで公開。(F P I C、福岡社労士)
- ・ 今まで行っていないが、事例集での公表を検討中。なお、医事紛争は、概要のみの公表であっても医療関係者の間では、当該事案が判明してしまうことから、どのように公表すべきか苦慮している。(医事紛争)
- ・ 記念行事（シンポジウム）で出席者に解決事例集を公表。(愛知弁護士)
- ・ 会報に件数を公表しているが、具体的な内容は公表していない。(東京行政書士)
- ・ 公表していない。(愛知調査士、札幌司法書士)

2 認証ADRの利用促進について

(1) 広報、専門・得意分野のPR

- ・ ポスター、リーフレットの作成・配布。(F I NMAC、総合紛争、愛知弁護士、東京行政書士、愛知調査士、札幌司法書士)
- ・ 機関紙に事業内容、あっせん委員、相談員の声を掲載。(F I NMAC)
- ・ 新聞広告。(F I NMAC、総合紛争、愛知弁護士、愛知調査士)
- ・ 最寄り駅の交通広告（電飾看板）。(F I NMAC)
- ・ 天神祭においてうちわの配布。(総合紛争)
- ・ 地下鉄車内広告、バス車内広告。(総合紛争)
- ・ 解決事例を消費者問題専門誌に掲載。(総合紛争)
- ・ 行政窓口、消費生活センターからの紹介が多いので、当該機関に相談員を派遣して活動内容を説明。(自動車P L)
- ・ 弁護士会会報に解決事例を掲載。(総合紛争、愛知弁護士)
- ・ 記念行事（シンポジウム）を開催。(愛知弁護士)
- ・ 相談員が企業巡回を行い、パンフレット等で利用案内している。(東京都中小企業)
- ・ 地方自治体、相談機関へのリーフレット配布と説明。(F P I C)

- ・ ホームページ。(F P I C, 福岡社労士)
- ・ 講演活動、医療系雑誌からの取材に応じる。(医事紛争)
- ・ 設立時にプレス発表をしたところ、相談が殺到し、対応に苦慮した。(医事紛争)
- ・ 医療機関には大分浸透してきているが、地元の診療所にはまだ浸透していないので、診療所等に周知するため、地元紙への掲載を検討中。(医事紛争)
- ・ 会の各種イベントにおけるP R活動。(東京行政書士)
- ・ 鉄道の中吊り広告。(福岡社労士)
- ・ 会員への利用促進の依頼。(福岡社労士)
- ・ 無料相談所の開設。(愛知調査士)
- ・ 地方自治体への広報誌へ広報。(札幌司法書士)
- ・ 地下街でポケットティッシュ等の配布。(札幌司法書士)

(2) 他機関との連携

- ・ 委託元団体、金融ADR機関との情報提供、意見交換会。(F I NMAC)
- ・ 消費生活センター、行政への講師派遣。(F I NMAC, 自動車P L)
- ・ 参加団体が実施している専門家相談からの申立事案の案内。(総合紛争)
- ・ 国保連、医療安全支援センター等との協議を予定。(愛知弁護士)
- ・ 特にない。(東京都中小企業)
- ・ ADR協会、弁護士会、司法書士会、産業カウンセラー等と連携。(F P I C)
- ・ 千葉県庁の医療相談窓口から相談者の紹介を受けている。(医事紛争)
- ・ 動物愛護関係団体と連携をとるべく働きかけをし、法テラス、東京都消費生活総合センター等相談機関と連携を図れるよう協議中。(東京行政書士)
- ・ 法テラス、労働局と連携。(福岡社労士)
- ・ 法務局、弁護士会、中部地区の土地家屋調査士会と連携。(愛知調査士)
- ・ 札幌司法書士会相談センターと連携し、ADRセンターに関する説明資料を用意している。(札幌司法書士)
- ・ 各行政書士会の中で、ADRを実施することを考えているのが20程度と思われる。他士業団体とは、研究会等の場で、相互に参加するなどして交流をしている。(東京行政書士)
- ・ 昨年度、ADRセンターを設置している社労士会の代表者が一同に会して、いわゆる決起集会を行い、それぞれの会で工夫している点等について情報交換を行った。他士業との交流はない。(福岡社労士)
- ・ 全国組織である日本土地家屋調査士会連合会が都道府県の調査士会が認証を得るときのレクチャーやADRに関する情報発信等を行っている。(愛知調査士)
- ・ 日本司法書士連合会を中心として各単位会のADR担当者間で情報交換を行っている。札幌弁護士会の紛争解決センターと意見交換をし、東京第二弁護士会の弁護士に研修講師を依頼している。(札幌司法書士)

3 認証ADRの運用について

(1) 組織・体制

以下特徴のあるもののみ記載。その他は議事録参照。

- 全国を九地区に分け、それぞれの地区にあっせん委員を配置。(F I NMAC)
- 本部と西三河支部で実施。(愛知弁護士会)
- 記録の整理等裁判所の書記官的な事務を行うADR調査室を設置。(愛知弁護士)
- 東京と大阪で実施。(F P I C)
- 事務局は、アルバイト2名とボランティア数名で運営。(医事紛争)
- 支部での実施を検討中。(愛知調査士)

(2) 財務状況

- 収入、支出ともおおむね3億円程度。支出は、相談・苦情事業費が約3分の1、あっせん事業費が約3分の1(それの大半が人件費又は報酬)、情報提供・広報事業が約10%、事務局運営費・賃借料等が約20%強。収入は、苦情相談・あっせん事業収入が67%(そのうち委託元団体の負担金(20%)は、全体の収支状況により、増減が生じる。)。23年度のあっせん1件当たりのコストは約70万円、1期日当たりは約40万円強(固定費、間接費、共通費等込み)。(F I NMAC)
- 参加団体からの会費、負担金で収入を賄っている。大体収支が均衡しているかやや赤字の状況。予算規模は約2000万円。(総合紛争)
- 寄附金と会費で運営。収支は均衡し、財務状況は問題ない。(自動車PL)
- 支出の大部分は、手続実施者の報酬、日当等。配達証明付き書留郵便で書類を送付していることから通信費もかさんでいる。(愛知弁護士)
- 東京都からの補助金収入により運営。(東京都中小企業)
- ADR単体で財務が安定しているとは言い難く、自立できる状況にない。面会交流等の他の収入から補填している。(F P I C)
- 非常に財政難で赤字であり、寄附金で何とか運営している。医師会からの寄附は患者側からはひも付きと見られかねないという危惧があり断ってきたが、今年は広く一般からの寄附を募り、医師会からも少し寄附を受けた。(医事紛争)
- 毎年1000万円規模の予算で、執行率約95%。まずは制度を知ってほしいため、当事者からの費用を低くしており、やればやるほど費用がかさむ状況であるが、行政書士会の社会貢献と位置づけて実施している。(東京行政書士)
- 予算は、会費で賄っており、1億2000万円のうちの1000万円を使用。支出は、おおむね、賃料250万円、人件費及び研修費400万円、広報費250万円、その他100万円。労働問題の専門家としてアピールするために費用を負担して実施しており、5年、10年先にビジネスになると考えてやっている。(福岡社労士)
- 毎年度約300万円の予算を会員の会費で賄っているが、今後、会の財務状況が悪化した場合、費用対効果からセンターの存続について会員から問題提起がされるおそれがあり危惧。

土地家屋調査士制度のPRとして実施しており、和解が成立する案件が増えれば、土地家屋調査士が代理業務等で報酬を得る場面が増えるので、センターとして維持していくと考えている。(愛知調査士)

- ・ 司法書士会の1億円程度の事業予算中、400万円程度をセンターの予算に充てている。現時点では、公益的活動として実施している。(札幌司法書士)

(3) 手続実施者等に対する研修等

- ・ あっせん委員による具体的なあっせん事例の研究、意見交換等を実施。(F I NMAC)
- ・ 2か月に1度、あっせん委員候補者向けの研修を実施。(総合紛争)
- ・ 自動車の新しい技術について、理解をしてもらうよう研修をしている。(自動車PL)
- ・ 実施していない。(東京都中小企業)
- ・ 手続実施者等に対する年1回以上の研修を実施。(F P I C)
- ・ 相談委員及び調停委員に対する研修を毎年実施。(医事紛争)
- ・ 手続実施者になる資格を得るために研修を毎年実施。手続実施者に対する研修も実施。(東京行政書士、札幌司法書士)
- ・ 弁護士による研修、事例に基づく研修等、年2回程度実施。(福岡社労士)
- ・ センターの運営に関与する者全員を対象に研修を実施。(愛知調査士)

4 認証ADRの認証・監督手続について

認証、監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容等

- ・ 兼職状況を始めとする変更届が負担。(F I NMAC、総合紛争、自動車PL、愛知弁護士、東京行政書士、福岡社労士、愛知調査士)

特に兼業状況の把握、住民票、宣誓書の取得に手間がかかる。(東京行政書士、福岡社労士、愛知調査士)

変更届は、事業報告書の内容と同じであるから、事業報告書の提出をもって代えてほしい。(自動車PL)

変更の都度、遅滞なく変更届を提出するのは、非常に負担が大きいので、変更のあった事項は事業報告書とともに提出すれば足りるよう改善してほしい。(福岡社労士)

- ・ 変更認証の手続に時間がかかり、昨年度はパイロット事業ができなかつたので、変更届で足りるなど柔軟な対応をお願いしたい。(総合紛争)
- ・ 事業報告書の記載事項が多岐にわたっているので、簡略化できないか。(総合紛争、医事紛争)
- ・ 特になし。(東京都中小企業、札幌司法書士)
- ・ 役員が多いため、事業報告書の提出について負担が重い。(東京行政書士)

5 認証ADR制度の問題点について

制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例等

- ADR法上の特例、特に時効の中斷について要件が明確でなく、ADRを利用しにくい状況にあるため、要件を明確にしてほしい。時効に関する請求の特定の判断が非常に難しい。
(総合紛争)
- ADR、かいけつサポートの認知度が低いので、周知を積極的に徹底してやってほしい。
(自動車PL、医事紛争、東京行政書士)
- 合意書で年金分割を定めても年金機構では認められず、別途、年金機構で手続をする必要があつたことから、当事者の負担を軽減するため、家事調停と同一効力の付与がいただきたい。
(F P I C)
- ADR法は現状でよい。ADR法の特例については、どの程度使われているかもう少し様子を見たほうがいいと思う。認証を受けたことにより非常に手續が硬くなってきた。ADR本来の融通無碍な手續がミニ訴訟化してきた面もあり、ADR法、認証制度による一つの弊害、やりにくくなっている点ではないか。
(愛知弁護士)
- ADRセンターでワンストップサービスが提供できるよう実質相談を含めた相談業務を認証業務に加えてほしい。
(東京行政書士)
- 実際に問題となったケースはないが、証言拒否権があれば、守秘義務に関し、安心ができるので、手續実施者及び認証紛争解決機関の証言拒否権を認めてほしい。
(東京行政書士)
- 調停申立て後、代理人弁護士同士の話し合いにより調停を実施することなく、訴訟となってしまった事案があったが、当事者の自主性をいかした解決はADRの制度基盤の一つであることから、調停申立て後、4か月程度の期間は、訴訟提起を見合わせるという制度設計にしてほしい。
(愛知調査士)

6 その他関連事項

○執行力

- 執行力が付与されていれば、多分、弁護士の申立てがもっと増えるのではないかと思うので、要件を厳しくしても執行力を付与してほしい。当日履行や仲裁判断を利用して執行力を担保しているが、執行力があるということは、当該手續を利用する際の大きな動機付けになる。
(総合紛争)
- お金のやり取りがある場合、公正証書を作成する必要があり、当事者に作成に伴う時間・お金・心理的な負担があることから、その負担の軽減のために執行力の付与をできればいただきたいというのが本音。
(F P I C)
- 成立した和解の不履行はないが、当事者に説明する際、和解契約書に法的拘束力がないという非常に残念な説明をすることになるので、執行力があると和解契約に重みが増し、和解契約率も上がると考えられることなどから、ある程度規制が強まつても執行力の付与を原則としてはお願いしたい。
(福岡社労士)
- 仲裁等により執行力を付与しており、特に支障を感じていない。なお、執行力を一律に付与することになると、どのような紛争解決手續がそのセンターでなされているかを事細かに検証しないと、かえって危険な場合もあり得るのではないかと考える。
(愛知弁護士)

○財政支援

- ・ 財政面での支援がほしい。（F P I C, 愛知調査士）
- ・ 運営費は会費により賄っているところ、1000万円は非常に重たいことから、何らかの形で国の支援をお願いしたい。支援があった場合、マスコミを利用した継続的なP Rに利用したい。（福岡社労士）

○代理権

- ・ 特定社労士の代理権に関し、単独受任は紛争価額60万円という制約があり、この制約が足かせとなって代理人選任率が低くなっている。代理人選任率が高くなれば和解率が上昇することは間違いないので、この制約を撤廃してほしい。（福岡社労士）
- ・ 土地境界の紛争の当事者は、高齢者も多く、代理人として専門家が付いて、調査、助言等のバックアップが欠かせないと考えるところ、弁護士と土地家屋調査士の双方に報酬を支払わなければならない負担を強いている。また、土地の境界の問題は、土地の境界線が現在どこになるのかという事実を調査する問題であり、法律的な判断、解釈の問題ではないと理解している。したがって、土地家屋調査士に単独の代理権を付与してほしい。（愛知調査士）

○その他

- ・ 認証要件を緩和し、多様性のあるADR機関ができるようにしてほしい。（自動車P L）
例えば、極論だが、法的解釈を行わないカウンセリング知識をベースとしたADRの場合、弁護士の関与を不要とするなど、ユニークなADRがもっと気軽に増えてもいいのではないか。
- ・ 金融ADRとしての課題：手続実施者の確保と能力向上、金融機関への情報フィードバック機能の充実、安定的財源の確保、金融ADR制度に関する知識の普及。（F I N M A C）
- ・ 独立のN P O法人として運営していることにより、外から見たときの中立性、公平性が担保されていることがメリット。一方で財政基盤が脆弱であることが最大のデメリット（医事紛争）
- ・ 紛争の価額について、特に制限はしていない。（愛知弁護士、東京都中小企業、F P I C、医事紛争）

7 日本ADR協会からの提言

- ・ ADRと裁判手続等との関係について、両者が紛争解決の手段として互いに対等の関係にあることを規定上明確化する。
- ・ ADR利用者の利便性の向上を図るため、ADRの担い手の資質の向上や、裁判所その他の国家機関、地方公共団体等とADRとの適切な連携のために必要な措置を講ずることについての国の責務を、規定上明確化する。
- ・ 調停に関連する情報について、手続実施者及びADR事業者の守秘義務を規定することによつ

て、守秘義務の対象となる事項について民事・刑事訴訟における証言拒絶や、捜査機関等第三者からの照会に対する回答の拒絶を可能にするための根拠規定を整備する。

- ・ 認証時及び認証後の提出書類を簡素化すべきである。具体的には、認証時における役員に関する書類の簡素化、役員交代など認証後に各種の事情変更が生じた際の提出書類の簡素化、官庁間での情報共有による重複提出の解消などが考えられる。
- ・ 訴訟事件等が係属する裁判所等は、適當と認めるときは、事件の性質に応じて適當と認められるADR機関において和解交渉をすることを、当事者に対して勧めることができるものとする旨の明文規定を設ける。
- ・ ADRにおける和解合意に対して、当該認証ADR機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とする。
- ・ ADRの普及啓発のため、法テラスと同様にテレビ、ラジオ、新聞などを通じた広報活動を実施するほか、法務省トップページからかかいけつサポートへのリンクを張るなどのインターネット上の情報提供、裁判所におけるパンフレットの配布など、広報を一層強化すべきである。
- ・ 法テラスによるADR紹介を促進するため、コールセンターのオペレーターを対象とした研修を実施するなどの形で、ADR機関と法テラスとの連携を強化すべきである。
- ・ ADRについても、法律扶助の対象とすべきである。
- ・ ADR機関の財政支援のため、国として何らかの予算措置を講じるべきである。
- ・ ADR利用促進のための国側の体制を強化するための措置をとるべきである。

第7回における委員の説明事項の概要

1 民事調停の実情について

植垣勝裕委員（東京地方裁判所判事）から、以下の概要の説明がなされた。

- ・ 平成24年度の統計に基づく全国の調停事件は、約5万5000件が申し立てられており、その平均審理期間は2.6か月で、調停の成立と調停に代わる17条決定によって解決に至った解決率は約6割である。
- ・ 民事調停事件には、申立て調停事件と担当裁判官が調停を試みることがよいと判断して調停に付した付調停事件がある。
- ・ 申立て調停事件の管轄は、原則として簡易裁判所である。簡易裁判所は全国に438か所、地方裁判所は、本庁が50か所、支部が203庁ある。
- ・ 調停手続は、裁判官だけで行う場合もあるが、大部分は、調停主任として裁判官あるいは民事調停官が1名と調停委員が2名以上で構成される調停委員会が主催する。
- ・ 平成25年4月1日現在の民事調停委員の数は1万1169人である。調停委員の職業は、弁護士、公認会計士、税理士、建築士、不動産鑑定士など、多岐にわたっている。
- ・ 平成25年4月1日現在、東京地方裁判所に所属する民事調停委員は367人で、弁護士が130人、建築士が121人、不動産鑑定士が30人、医師が14人、大学教授が10人、公認会計士が9人、その他有識者が53人である。東京簡易裁判所に所属する民事調停委員は511人で、弁護士が279人、不動産鑑定士が22人、税理士が21人、医師、建築士がそれぞれ12人、公認会計士が6人、歯科医師が1人、その他有識者が158人である。その他有識者の方たちは、現役時代は商社マンとして活躍され、国際取引業務に詳しい方であるとか、コンピュータの専門家、あるいは損害保険会社でアジャスターなどを経験されている方などが多く含まれている。
- ・ 調停委員会は、医事関係、建築関係、知的財産関係などの分野で、高度な専門的知見を有する専門委員を手続に関与させることができる。専門委員は、平成25年4月1日現在、全国で1891人である。
- ・ 東京地方裁判所に所属する専門委員は、知的財産関係の専門家が242人、建築士が85人、医師が40人など、合計424人である。
- ・ 民事調停委員の研修については、最高裁判所の通達によって行われる研究会と、これとは別に、各民事調停委員が所属している各地の簡易裁判所あるいは地方裁判所が独自に企画している研修会、調停委員が所属する団体が自主的に行っている研

修会など、大きく分けると三つある。

2 日本司法支援センター（法テラス）における法律扶助等の取扱いについて 藤井範弘委員（日本司法支援センター特別参与）から以下の概要の説明がなされた。

○ 情報提供業務について

- ・ オペレーターが画面を見ながら丁寧に説明するときに利用するQ&AをまとめたFAQの平成24年度の紹介件数は、総合計で81万8247件で、このうちADRに関連したものは2677件（0.327%）である。平成25年度の4月から9月までの実績は、合計で35万655件で、ADRに関連するものは1169件（0.333%）である。
- ・ 平成24年度の具体的なADR機関の紹介件数は、1465件であり、東京ファミリー相談室が圧倒的に多い。平成25年度も同じような傾向が示されている。相談・問合せが多いのは、従来は、金銭事件、いわゆる借金であったが、現在は家事事件が一番問合せ件数が多い。
- ・ 120以上も認証を受けたADR機関があるが、紹介は、ばらつきがあることと、全体の比率としては、まだまだ低調であることが指摘できる。
- ・ その改善策としては、①データベースを充実させる、②オペレーターに対するADRに関する研修を強化する、③ADR機関による解決がふさわしい事案は積極的にADR機関を紹介する、④詳細な情報の提供に至らない場合、民事法律扶助の法律相談につないで、相談担当者が事案に応じて適切なADR機関を紹介することも考えられるため、相談担当者である弁護士等にADR機関の特色等の研修を実施することが考えられる。

○ 民事法律扶助業務について

- ・ 平成25年4月から9月においてADR機関を利用した件数は、民事法律扶助で4件、震災法律援助で689件（うち679件が原発ADR）である。
- ・ 民事扶助がなかなか利用されない原因として、①ADR機関の利用は民事法律扶助の対象にならないと誤解している傾向がある、②示談交渉の実費しか立て替えられず申立手数料等の費用を本人が負担せざるを得ないと考えて利用を躊躇する傾向がある、③ADR機関に対する理解が不十分で利用に不安があることが予測される。
- ・ ADRの全ての事件に対して代理人が必要なわけではないが、①論点・争点の整理が必要な事案、②調査・資料収集が必要な事案、③説得・調整が必要な事案、④判断・決断が必要な事案については、代理人が付くことで円満な解決が図れる、あるいは迅速な解決、適切な解決が図れると思われる。

(資料5)

◎認証紛争解決事業者一覧（128事業者）

平成25年11月28日

	事業者名	紛争の範囲
1	公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
2	一般財団法人 家電製品協会（家電製品PLセンター）	製造物責任等に関する紛争
3	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
4	京都弁護士会	民事に関する紛争
5	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
6	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
7	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
8	横浜弁護士会	民事に関する紛争
9	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	特定商取引に関する紛争
10	公益財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
11	愛知県弁護士会	民事に関する紛争
12	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
13	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
14	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
15	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
16	一般財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
17	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争及び夫婦関係等に関する紛争
18	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争
19	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
20	東京司法書士会	民事に関する紛争
21	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションに関する紛争
22	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
23	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
24	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
25	公益社団法人 家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争
26	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争
27	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
28	東京都行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
29	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
30	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争
31	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	労働関係紛争
32	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争
33	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争
34	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
35	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争
36	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
37	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争
38	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
39	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争
40	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
41	公益社団法人 総合紛争解決センター	民事に関する紛争
42	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争
43	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争
44	合同会社 コンサルティング岩田	相続等に関する紛争
45	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
46	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
47	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争
48	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	医事紛争
49	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
50	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争
51	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争
52	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
53	福岡県司法書士会	民事に関する紛争
54	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	金融商品の取引に関する紛争
55	一般社団法人 日本共済協会	共済契約に関する紛争
56	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争
57	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争

◎認証紛争解決事業者一覧（128事業者）

平成25年11月28日

	事業者名	紛争の範囲
58	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争
59	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争
60	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
61	富山県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
62	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
63	京都土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
64	熊本県社会保険労務士会	労働関係紛争
65	北海道社会保険労務士会	労働関係紛争
66	京都府行政書士会	外国人の家事に関する紛争
67	山口県社会保険労務士会	労働関係紛争
68	新潟県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
69	高知県社会保険労務士会	労働関係紛争
70	和歌山県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争
71	三重県社会保険労務士会	労働関係紛争
72	岡山県行政書士会	自転車事故に関する紛争
73	宮城県社会保険労務士会	労働関係紛争
74	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会	不動産の価格に関する紛争
75	一般社団法人 日本流通自主管理協会	ブランド品に関する売買契約紛争
76	静岡県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
77	滋賀県社会保険労務士会	労働関係紛争
78	富山県社会保険労務士会	労働関係紛争
79	高知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
80	香川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
81	静岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
82	神奈川県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争
83	愛媛県社会保険労務士会	労働関係紛争
84	茨城土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
85	群馬県社会保険労務士会	労働関係紛争
86	宮崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
87	宮崎県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
88	千葉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
89	鹿児島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
90	山梨県社会保険労務士会	労働関係紛争
91	秋田県社会保険労務士会	労働関係紛争
92	福岡県弁護士会	民事に関する紛争
93	栃木県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
94	愛知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
95	島根県社会保険労務士会	労働関係紛争
96	香川県社会保険労務士会	労働関係紛争
97	長野県社会保険労務士会	労働関係紛争
98	岡山県社会保険労務士会	労働関係紛争
99	札幌司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
100	奈良県社会保険労務士会	労働関係紛争
101	茨城司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
102	弁護士法人 T L E O 虎ノ門法律経済事務所	個人間の相続に関する紛争
103	鳥取県社会保険労務士会	労働関係紛争
104	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争
105	石川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
106	京都司法書士会	民事に関する紛争（家事事件を含まない。） 登記手続への協力を求める目的とする家事または相続に関する紛争
107	香川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
108	和歌山県社会保険労務士会	労働関係紛争

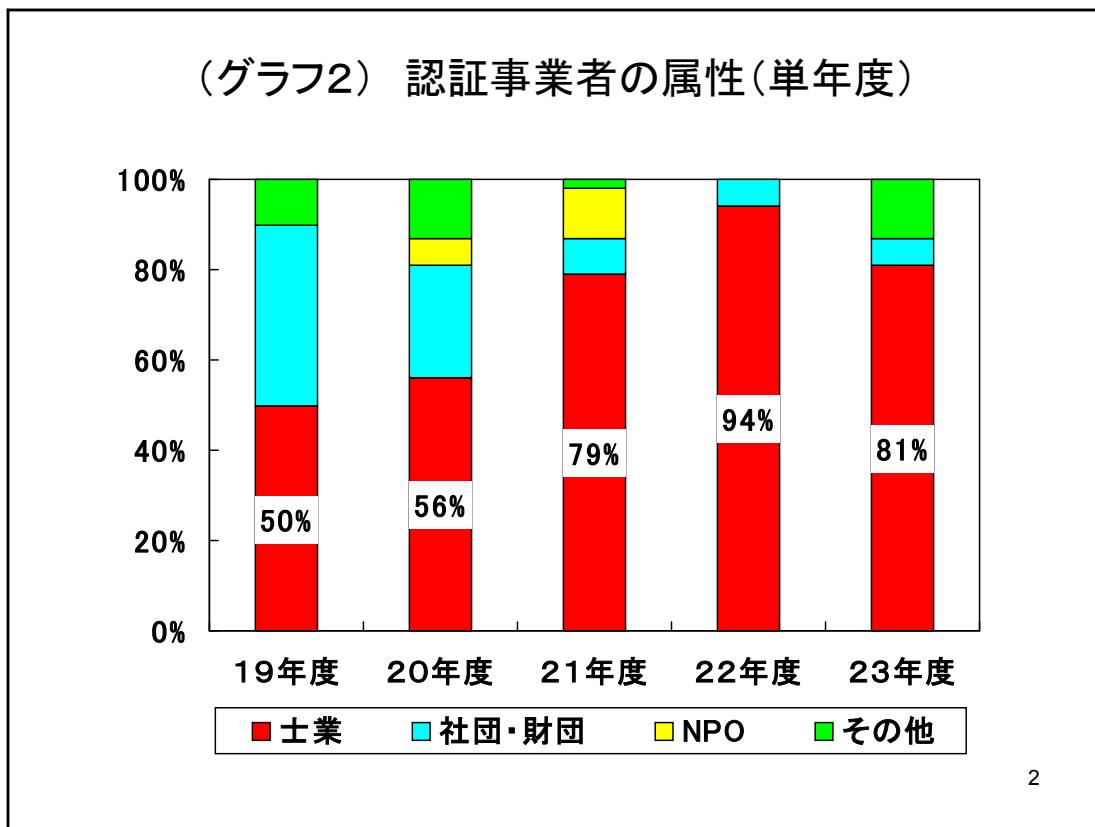
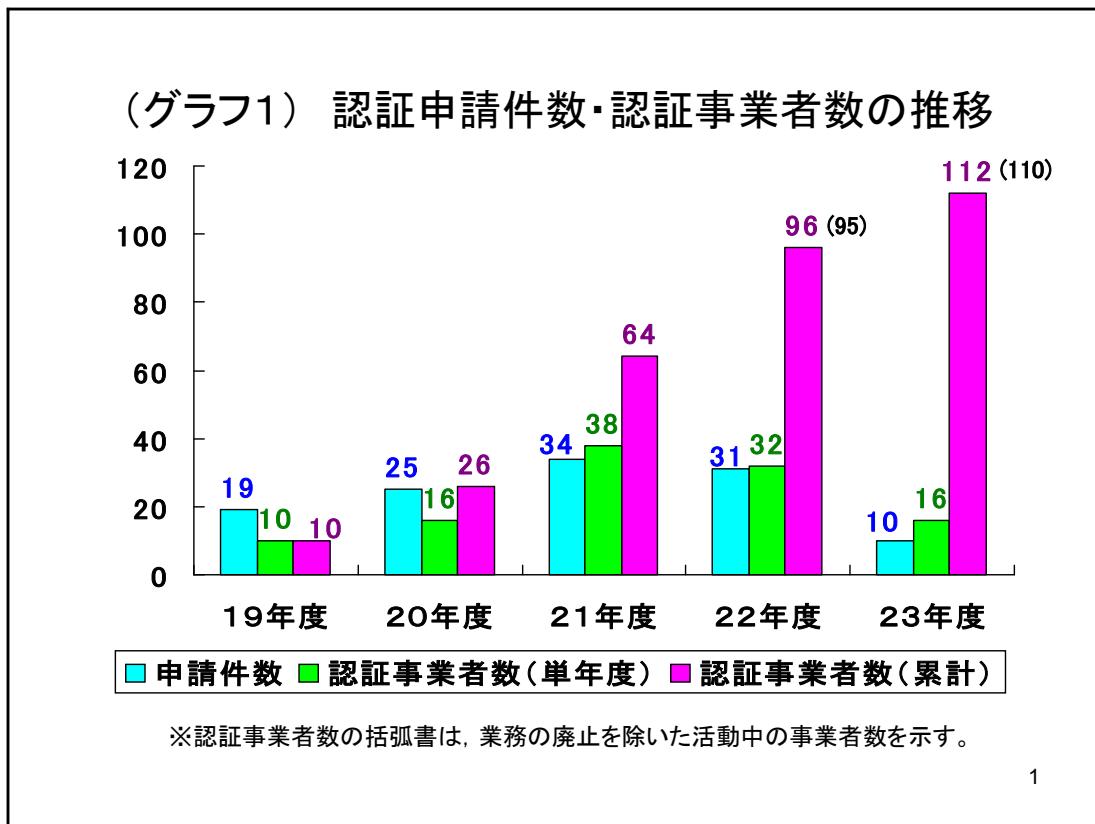
◎認証紛争解決事業者一覧（128事業者）

平成25年11月28日

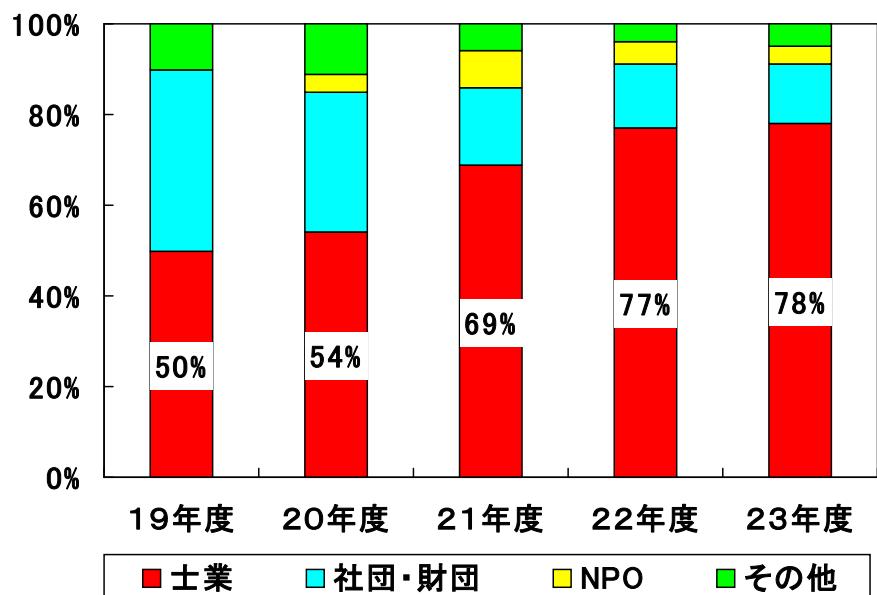
	事業者名	紛争の範囲
109	兵庫県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
110	学校法人立教学院	日本国内において締結された、 ・旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争 ・ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争
111	一般社団法人日本企業再建研究会	中小企業の事業承継に関する紛争
112	埼玉県行政書士会	未成年の子を有しない夫婦の離婚及び離婚給付に関する紛争、相続及び相続に伴う遺産分割協議に関する紛争、交通事故に起因する損害賠償に関する紛争、敷金返還等に関する紛争
113	兵庫県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
114	長崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
115	一般社団法人電力系統利用協議会	送配電等業務についての電気供給事業者ならびに一般電気事業者および卸電気事業者の変電、送電および配電に係る設備の利用者（電気供給事業者を除く。）からの紛争
116	愛知県司法書士会	相続に関する紛争（相続財産に不動産を含むもの） 不動産賃貸借に関する紛争 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
117	日本知的財産仲裁センター	知的財産に関する紛争
118	徳島県社会保険労務士会	労働関係紛争
119	福井県社会保険労務士会	労働関係紛争
120	長野県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
121	一般財団法人日本自転車普及協会	自転車事故に関する紛争
122	新潟県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
123	札幌土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
124	北海道行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、敷金返還等に関する紛争
125	兵庫県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
126	秋田県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
127	鳥取県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
128	岩手県社会保険労務士会	労働関係紛争

※ 番号は「かいけつサポート」ホームページで公表している認証番号とは異なる。

(資料6)

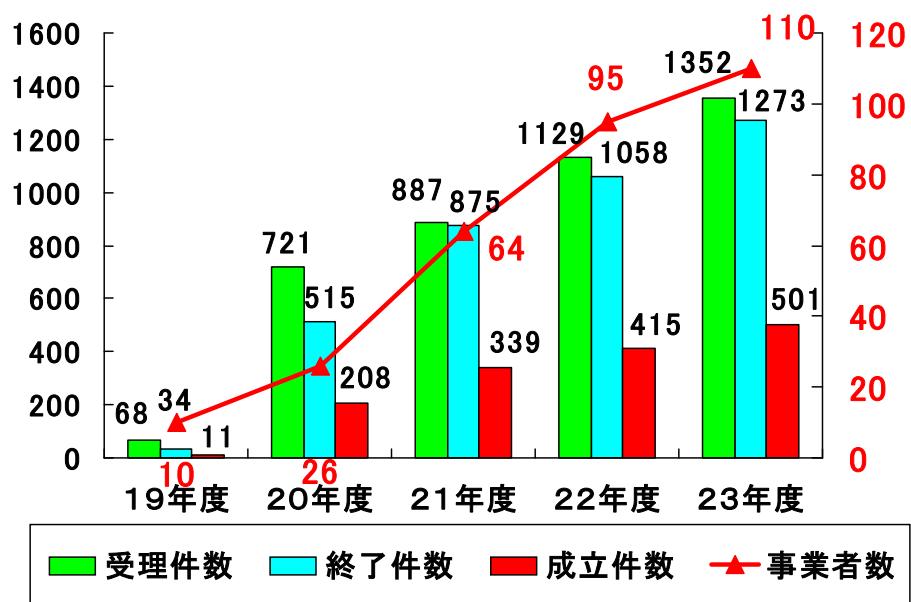


(グラフ3) 認証事業者の属性(累計)



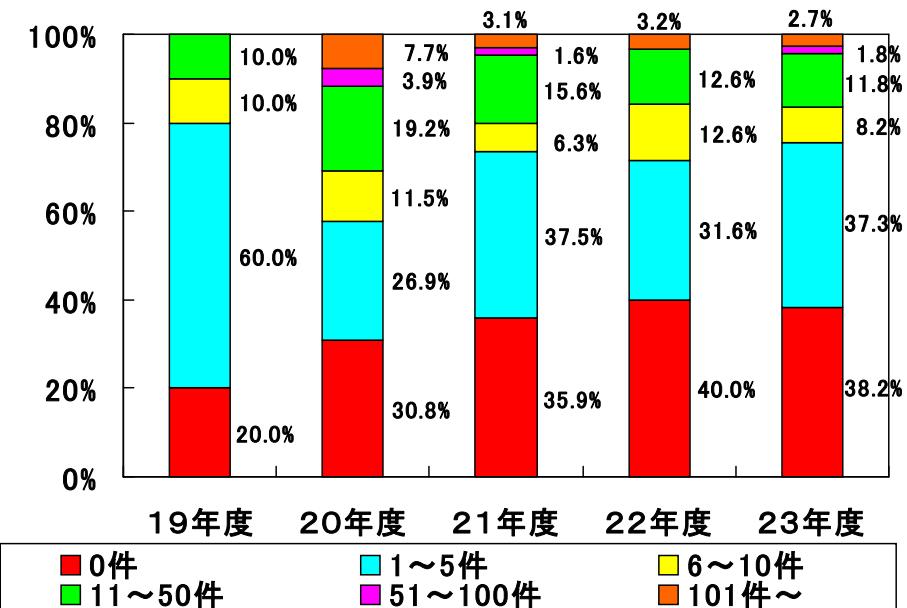
3

(グラフ4) 認証紛争解決事業者の取扱実績



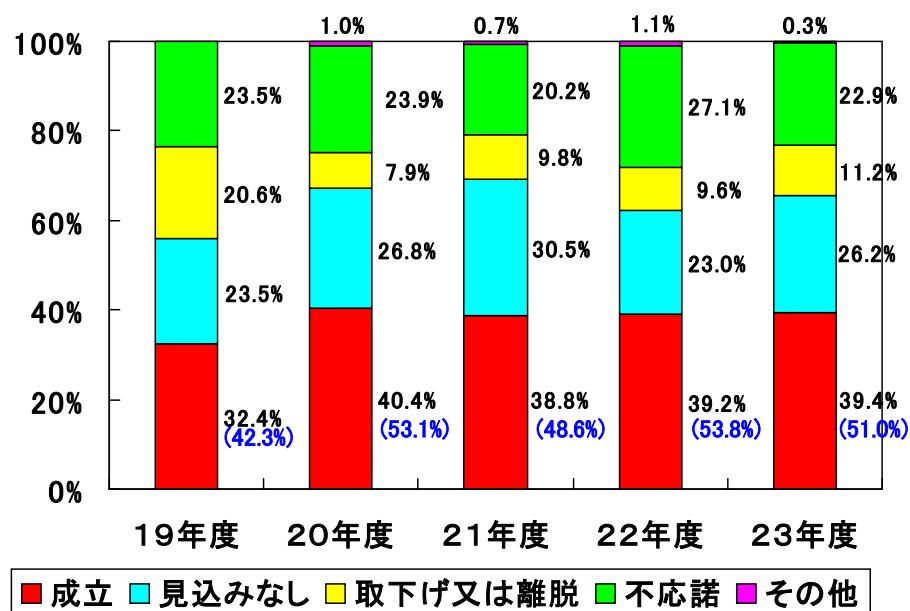
4

(グラフ5) 受理件数ごとの認証事業者の割合(単年度)



5

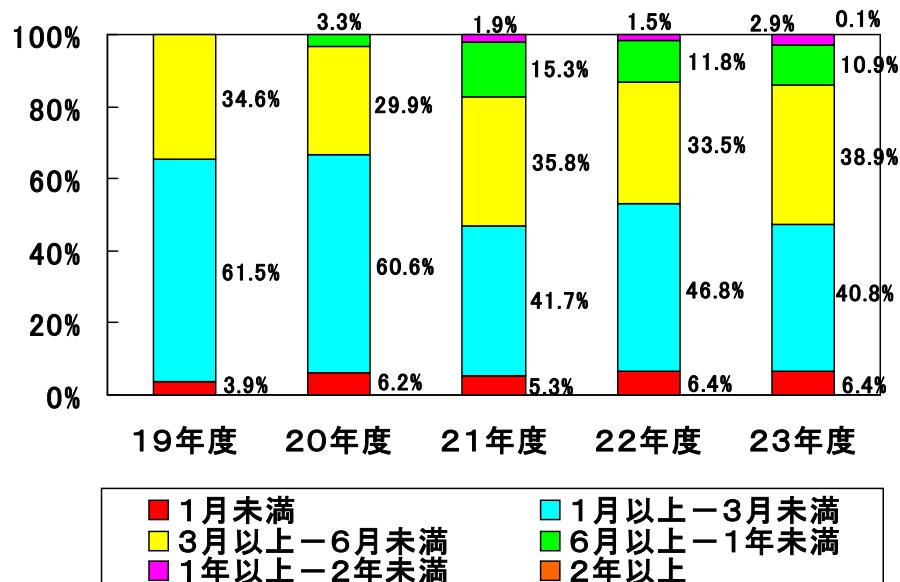
(グラフ6) 認証紛争解決手続の終了事由



6

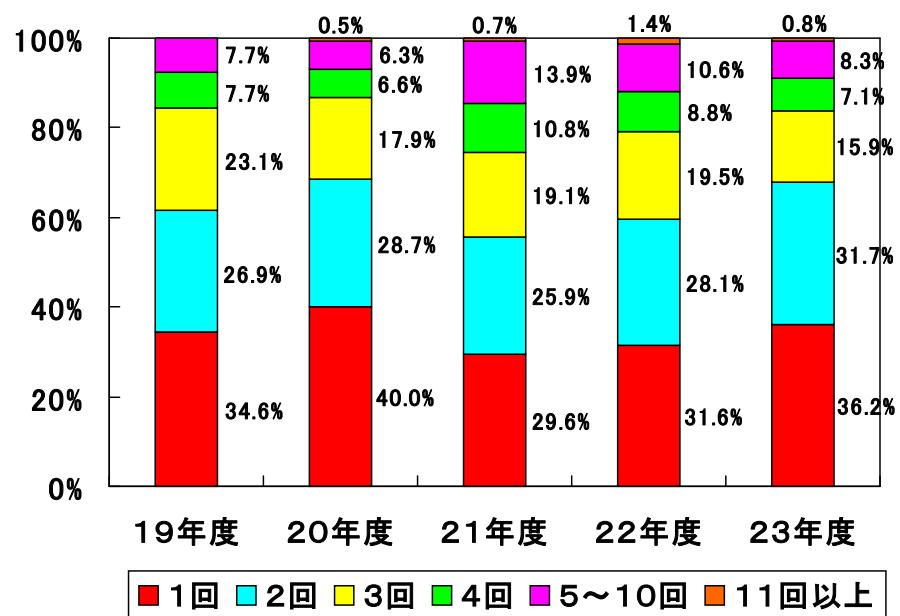
※成立における括弧内は不応諾を除いた場合における成立率を示す。

(グラフ7) 認証紛争解決手続の所要期間(不応諾を除く)



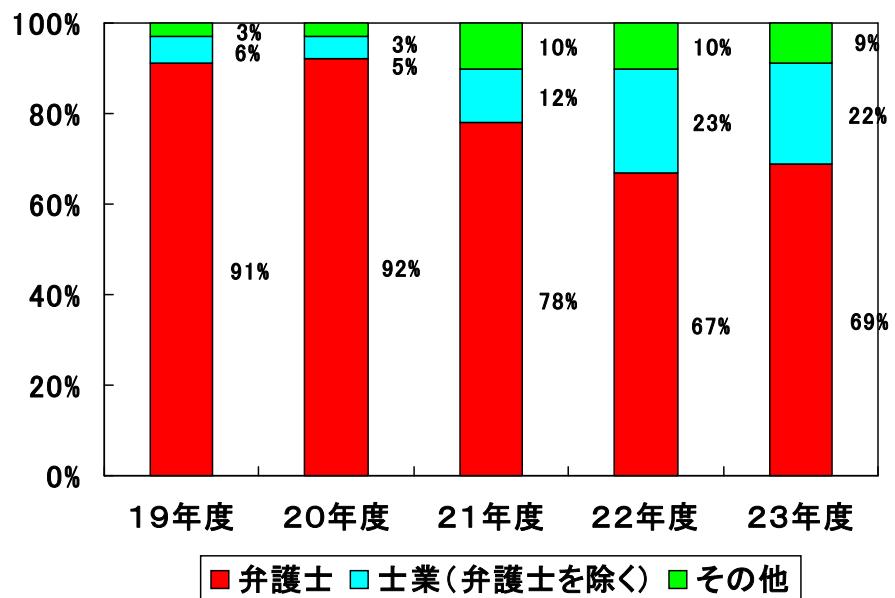
7

(グラフ8) 認証紛争解決手続の審理回数



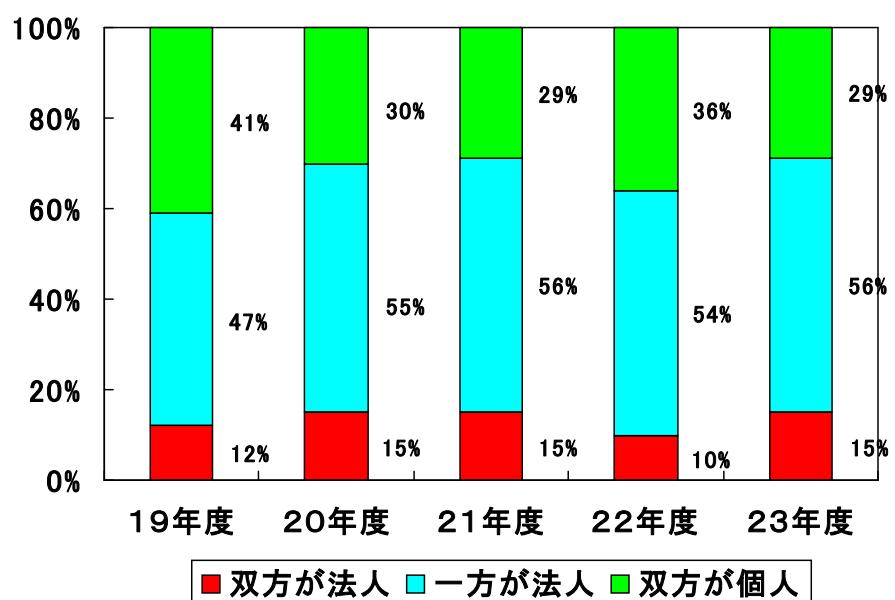
8

(グラフ9) 手続実施者の割合



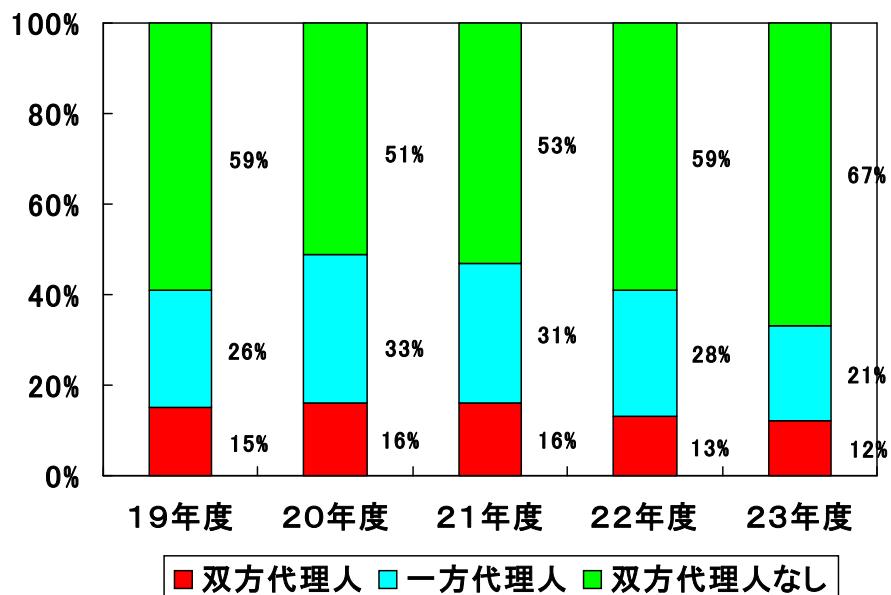
9

(グラフ10) 当事者の別



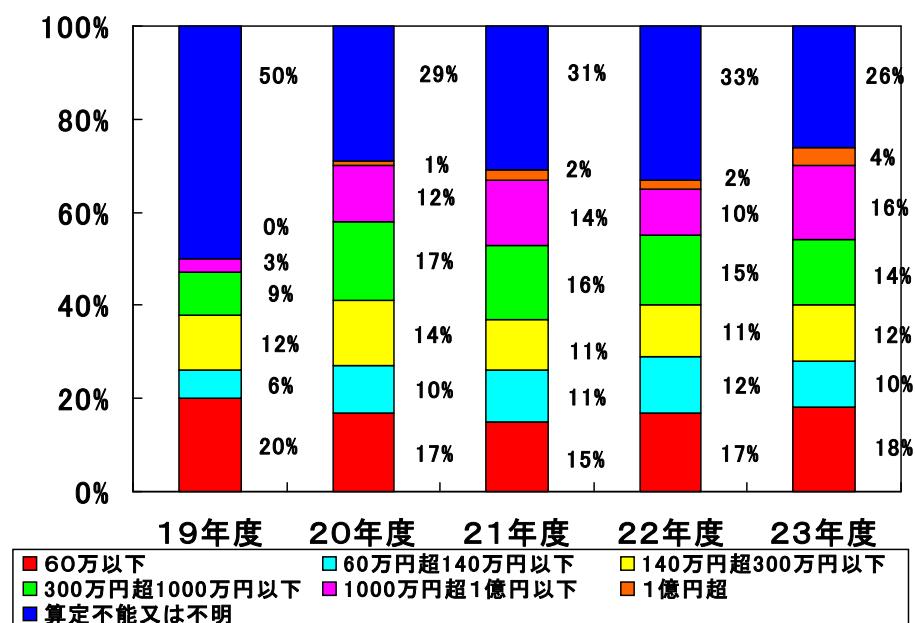
10

(グラフ11) 代理人の別



11

(グラフ12) 値額の別



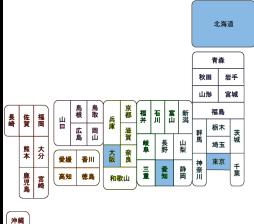
12

(資料7)

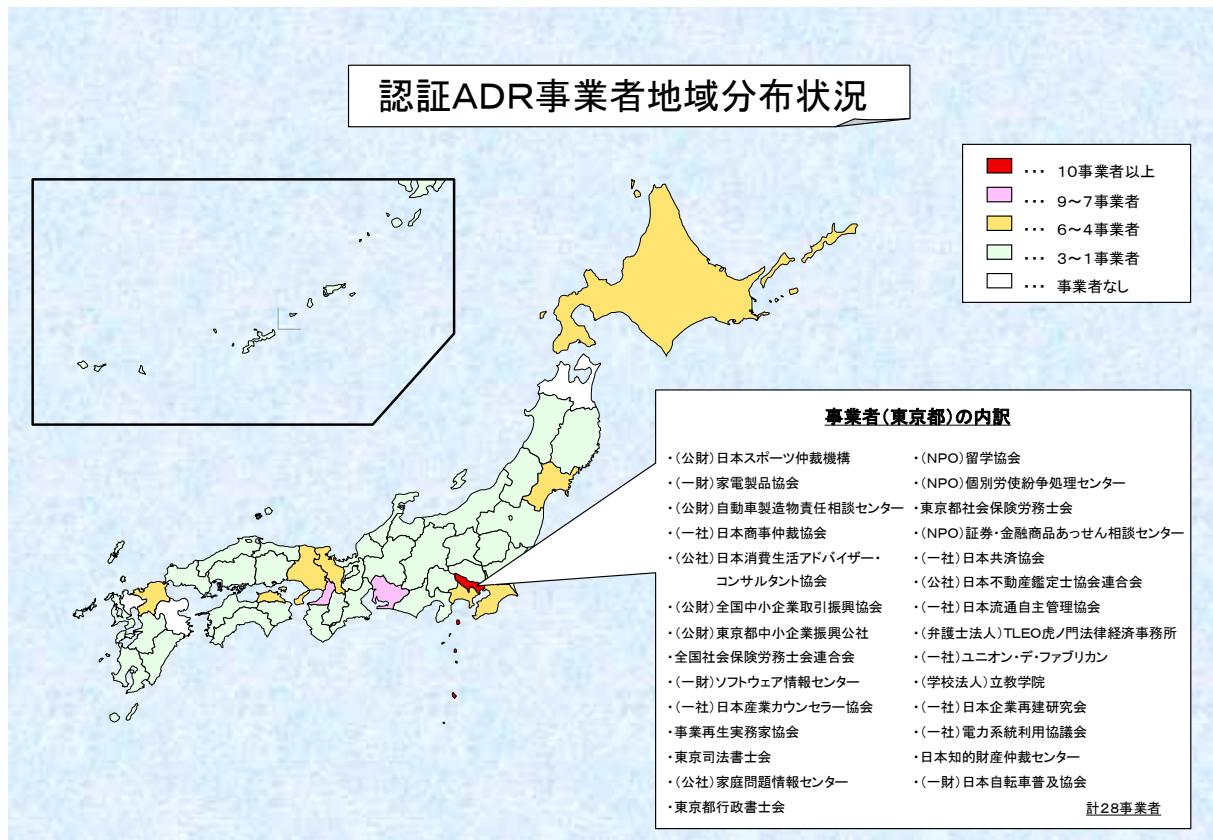
	認証番号				
認証ADR機関の名称					
取扱う紛争の範囲・アピールポイント					
解決までの標準期間					
解決事例					
過去3か年の取扱件数					
	終了件数の事由の別				
	受理件数	終了件数	①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
平成〇年度					
平成〇年度					
平成〇年度					
手数料					

・詳しい手続きの流れや費用についてお知りになりたい方は、かいけつサポートHPをご覧ください。

(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>)

事業者の基本情報		事務所所在地
氏名又は名称		
住所		
代表者氏名		
電話番号		
電子メールアドレス		
ホームページアドレス		

(資料8)



都道府県別事業者一覧表

H25.11.28現在

番号	順位	都道府県	認証事業者種類							総計	事業者数
			弁護士会	司法書士会	土地家屋調査士会	社会保険労務士会	行政書士会	社団、財団NPO法人等	地方事務所		
1	1	東京都		1		2	1	24		28	28
2	2	大阪府			1	1		1		5	8
3	3	愛知県	1	1	1	1	1			2	7
4	4	北海道		1	1	1	1	1	1	1	6
5	5	京都府	1	1	1	1	1			5	5
6	5	神奈川県	1	1	1	1	1			5	5
7	5	兵庫県	1	1	1	1	1			5	5
8	5	福岡県	1	1		1		1	1	1	4
9	9	千葉県		1	1	1		1		4	4
10	9	宮城県		1	1	1			1	4	3
11	9	香川県		1	1	1			1	4	3
12	12	茨城県		1	1	1				3	3
13	12	滋賀県		1	1	1				3	3
14	12	新潟県		1		1	1			3	3
15	12	静岡県		1	1	1				3	3
16	12	長野県		1	1	1				3	3
17	17	愛媛県			1	1				2	2
18	17	岡山県				1	1			2	2
19	17	宮崎県		1		1				2	2
20	17	熊本県		1		1				2	2
21	17	高知県			1	1				2	2
22	17	埼玉県				1	1			2	2
23	17	山口県		1		1				2	2
24	17	鹿児島県		1		1				2	2
25	17	石川県			1	1				2	2
26	17	徳島県			1	1				2	2
27	17	富山県		1		1				2	2
28	17	福島県		1		1				2	2
29	17	和歌山県				1	1			2	2
30	17	秋田県		1		1				2	2
31	17	鳥取県		1		1				2	2
32	17	広島県				1			1	2	1
33	33	沖縄県				1				1	1
34	33	岐阜県				1				1	1
35	33	群馬県				1				1	1
36	33	三重県				1				1	1
37	33	山形県				1				1	1
38	33	山梨県				1				1	1
39	33	長崎県				1				1	1
40	33	島根県				1				1	1
41	33	栃木県			1					1	1
42	33	奈良県				1				1	1
43	33	福井県				1				1	1
44	33	岩手県				1				1	1
45	45	青森県								0	0
46	45	佐賀県								0	0
47	45	大分県								0	0
合計			5	23	18	44	10	28	12	140	128

※ 地方事務所を有する事業者：日本商事仲裁協会、日本産業カウンセラー協会、家庭問題情報センター、証券・金融商品あっせん相談センター、日本知的財産仲裁センター

※ 出張やテレビ電話会議システム等により上記事務所(地方事務所)以外の場所で和解の仲介を行う事業者もある。

諸外国におけるADRの動向(未定稿)

(司法制度改革推進本部・ADR検討会第1回配布資料、公開シンポジウム「ADRの実際と展望」第4回・諸外国におけるADR(平成24年12月8日開催)における配布資料及び法律時報85巻4号39頁以下より)

アメリカ	イギリス(イングランド、ウェールズ)	ドイツ	フランス
<p>・訴訟事件数の著しい増加に対応し、全国統一的に、裁判所の事件数の減少・司法の効率化を推進する目的</p> <p>・1990年、民事司法改革法制定 全連邦地裁に、裁判所付属型ADR利用促進のための計画の提出が義務付けられた。</p> <p>・1998年、連邦ADR法制定 民事事件について連邦地裁に裁判所付属型ADRの導入が義務付けられ、当事者にもADRの利用検討が義務付けられた。</p> <p>・2002年ころの状況としては、裁判所付属型のADRとして、仲裁・調停等多様な形態のADRがあり、そのほか、多数の民間型ADR機関やADR業務を専門に扱う法律事務所等も存在し、幅広い利用</p> <p>・2010年時点では、全米50州のうち47州で、州法により裁判所附属のADR制度が規定・運営されている。強制ではないがADRの利用の実施を、日本の調停前置に近い扱いをしている州もある。</p> <p>・現状として、司法型調停につき、商事事件、一般民事事件、離婚事件の関連州法は、ADR手続、専門家の養成、専門家の倫理、非公開性、ADR利用(付調停)の勧告、ADR専門家の選任、裁判の休止、調停の期限、調停の終了等を規定している。</p> <p>・ニューヨーク州裁判所では、ADR促進プログラム(CDRCP)が、州内の62の郡に非営利の独立調停センターを認定し、運営させているところ、州とも手を取り合って、コミュニティ内で廉価な紛争解決を実現し、近年も実績を上げている。最近の動向としては、民間団体や裁判所から、包括的に事件を任せられることがあるとのことである。</p>	<p>・ADRの利用促進により、訴訟遅延や当事者の訴訟費用の抑制を企図</p> <p>・1995年及び1996年、民事司法制度の抜本的改革のための委員会(ウルフ委員会)の報告書(ウルフ・リポート)公表 民事事件におけるADRの積極的利用促進の提言</p> <p>・1999年、新民事訴訟規則の制定 裁判所に対し、ADRによる紛争解決が適切な事件について当事者にADR利用を奨励すべき旨の定め</p> <p>・2001年、政府が、政府の省庁・関係機関によるADR利用を公約</p> <p>・2002年ころの状況として、裁判所付属型ADRは小規模であり、そのほか、民間型ADR機関として、裁判所から調停の付託を受ける紛争解決センターのほか、ロンドン国際仲裁裁判所等が存在し、相当数の利用</p> <p>・2003年、民事調停評議会の設立(ADR機関の認定制度)</p> <p>・民事訴訟規則において、訴訟係属中に当事者がADRの利用による紛争解決を試みる場合には、当事者の申立てに基づき又は職権で、訴訟手続が中止されることも定められているところ、2012年、政府が、少額請求訴訟事件(訴額5000ポンド以下)を対象として、裁判所内の調停に付託する制度を導入する方針を明らかにしたが、理論と実際上の効果の両面から問題点が指摘されるなど、賛否両論がある。</p>	<p>・ADRは、司法負担増加への対応と民事紛争の合意による解決促進のため</p> <p>・1999年、裁判所外の紛争解決促進に関する法律が制定され、一定の民事事件(少額事件等)につき、各州の立法により、ADR(調停)前置の義務付けを可能とする規定(民事訴訟法施行法15a条)を制定</p> <p>・2002年ころ、公的機関、専門職種自治組織(医師会等)、同業者団体(銀行協会等)による多様なADR機関は存在していたが、利用は低調</p> <p>・2002年、民事訴訟法改正 提訴前に裁判所外の和解所で合意の試みがされた場合、又は、和解交渉のための話し合い(和解弁論)が成果を上げる見込みがないことが明白な場合を除いて、訴訟係属後は、最初に和解弁論が行われ、そこで紛争解決が実現しなかったときにはじめて口頭弁論が実施されることとなった。</p> <p>・各州の裁判所で、裁判所内で判断権限のない裁判官によるメディエーションを行なうパイロットプロジェクトが行われる。</p> <p>・2008年のEU指令後、2012年7月にメディエーション法が成立 メディエーションの概念規定、基本的な手続及びメディエーターの職務や義務(秘密保持義務を含む)に関する規定、メディエーターの養成・研修に関する規定(認証メディエーターの認定)、連邦及び州はメディエーションへの財政支援の結果の調査・検討のために研究計画を策定できる旨の規定など メディエーションによる和解に執行力を与えるか否かは、立法段階で議論があったが、弁護士と和解や公証人による和解等に執行力が付与されることが考慮され、特段の規定は設けられなかった。</p> <p>・メディエーション法制定と同時に民事訴訟法を改正 裁判所は、当事者に対して、メディエーション又は他の裁判外紛争解決手続を提案することができ、当事者がメディエーション又は他の裁判外紛争解決手続を行うことを決めた場合には、裁判所は訴訟手続の休止を命ずるとの規定、裁判所は、当事者に対し、定められた判断権限のない裁判官(和解裁判官)による和解弁論及び更なる和解の試みを指示することができ、和解裁判官は、メディエーションを含むあらゆる紛争解決方法を用いることができるとの規定</p>	<p>・ADRは、民事紛争の合意による解決・訴訟前の解決の促進のため</p> <p>・1996年、新民事訴訟法改正 当事者の合意がある場合に、裁判所によるADR(調停・あっせん)への事件回付(調停人の指定)を認める規定を制定</p> <p>・1998年、新民事訴訟法改正 裁判外での和解につき、一方当事者の申立てにより、執行力を付与する規定を制定</p> <p>・1998年、法律へのアクセス・紛争の和解的解決に関する法律の制定 訴訟前の交渉等を法律扶助(弁護士費用融資)の対象とした。</p> <p>・従来ADR利用は低調 2002年ころ、裁判所付属型ADRが徐々に広がりつつあった 民間型ADRとして、ICC国際仲裁裁判所、商工会議所敷設の調停・仲裁センター等が存在し、相当数の利用</p> <p>・2008年、民法改正 勧解又は調停を利用する旨の書面での合意又はこれらの手続の第1回期日の実施に、時効中断効を付与</p> <p>・2008年のEU指令後、裁判所の付調停を定める法律に、調停の定義、調停人に要求される資質、調停の秘密性、執行力の付与といった規定が設けられた</p> <p>・裁判手続と勧解・調停との連携につき、2010年の民事訴訟法等の改正により、裁判官の司法勧解人への委託に関して、通則規定が整備され、委託が可能とされる裁判所の範囲も拡大された。また、各控訴院に、その控訴院の管轄区域内における司法勧解人及び調停人の活動の把握及び調整を担当する判事を任命すべきとされた。</p> <p>・2010年の民法改正及び2012年の民訴法改正 弁護士付当事者間交渉による紛争解決制度が導入され、そこで成立した合意については、執行力付与が可能とされた。</p> <p>・2012年、民事訴訟法改正 「争いの友誼的解決」と題する部が新設され、合意に基づく調停人の資格要件や、合意の執行力付与の方式などの規定の整備、秘密保持に関する規定の整備</p> <p>・2014年末まで、実験的に、メディエーション前置の一部導入</p>